

神奈川県立保健福祉大学

目 次

I	認証評価結果	2-(26)-3
II	基準ごとの評価	2-(26)-4
	基準1 大学の目的	2-(26)-4
	基準2 教育研究組織	2-(26)-5
	基準3 教員及び教育支援者	2-(26)-8
	基準4 学生の受入	2-(26)-11
	基準5 教育内容及び方法	2-(26)-14
	基準6 学習成果	2-(26)-26
	基準7 施設・設備及び学生支援	2-(26)-29
	基準8 教育の内部質保証システム	2-(26)-36
	基準9 財務基盤及び管理運営	2-(26)-40
	基準10 教育情報等の公表	2-(26)-45
<参 考>		2-(26)-47
	i 現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）	2-(26)-49
	ii 目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）	2-(26)-50
	iii 自己評価書等	2-(26)-52

I 認証評価結果

神奈川県立保健福祉大学は、大学設置基準をはじめ関係法令に適合し、大学評価・学位授与機構が定める大学評価基準を満たしている。

主な優れた点として、次のことが挙げられる。

- 学士課程において、象徴科目の「ヒューマンサービス論Ⅰ」「ヒューマンサービス論Ⅱ」をはじめとして、人間総合教育科目、連携実践教育科目、専門創造教育科目からなる体系的な教育課程を構築し、大学の理念である「ヒューマンサービス」教育の実現に努めている。
- 保健福祉学部リハビリテーション学科作業療法学専攻は、世界作業療法士連盟（WFOT）の認定を受けており、卒業生は国際的教育水準をクリアした作業療法士として海外でも活躍することが可能となっている。
- 1年次の必修科目である「保健医療福祉論Ⅰ」において、4学科の学生がグループとなって学科合同の体験学習を行い、全学の教員が事前・事後の学習指導に当たり、保健・医療・福祉現場の連携や総合化の課題を利用者の側からも理解する機会としていること、また、4年次の必修科目である「ヒューマンサービス総合演習」において、4学科合同のグループ学習により事例検討を行い、その成果をプレゼンテーションする全学発表会までのプロセスを通して多職種協働の基礎力を養っていることは、特徴的な取組である。
- 看護師、保健師、管理栄養士、社会福祉士、理学療法士、作業療法士等の国家試験において高い合格率を維持している。
- 就職者の約3分の2は神奈川県内に就職しており、公立大学としての使命を十分に果たしている。
- 大学施設が、バリアフリー・セーフティ・グリーン・エコロジーの4つのコンセプトを基に建設され、高い耐震性能と高度のバリアフリー機能を有しており、PFI契約により適切な維持管理が行われている。
- 全授業でリアクションペーパーが利用され、日常的に学生の意見が把握できる状況にあり、授業の改善等に活かされている。

主な改善を要する点として、次のことが挙げられる。

- 学士課程、大学院課程のいずれにおいても、成績評価の異議申立て制度が整備されていない。
- 図書購入予算の安定的確保が必要である。

II 基準ごとの評価

基準1 大学の目的

1-1 大学の目的（使命、教育研究活動を展開する上での基本的な方針、達成しようとしている基本的な成果等）が明確に定められており、その内容が学校教育法に規定されている、大学一般に求められる目的に適合するものであること。

【評価結果】

基準1を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

1-1-① 大学の目的（学部、学科又は課程等の目的を含む。）が、学則等に明確に定められ、その目的が、学校教育法第83条に規定された、大学一般に求められる目的に適合しているか。

大学の目的は、学則第1条に「保健、医療及び福祉の各領域に関わる幅広い知識と専門的な技術に基づき、豊かな人間性を兼ね備えたヒューマン・サービスを実践できる人材の育成と現任者への継続教育、さらには大学の知的資源の積極的開放を通して、県民と地域社会の保健、医療及び福祉の向上に寄与すること」と定めている。

大学の目的に基づいた基本理念として、「保健・医療・福祉の連携と総合化」「生涯にわたる継続学習の重視」「地域社会への貢献」を掲げ、学部の教育理念と教育目標とを明確にしている。また、平成24年度に開学10年を迎え、今後10年間の方向性を「神奈川県立保健福祉大学の将来構想」（以下「将来構想」という。）に策定し、ヒューマンサービスを実践する人間性豊かな専門人材を養成する実践教育センターとの連携、地域貢献研究センターの設置、アジアとの国際交流や大学運営等について、今後の課題を明文化し、大学ウェブサイトにおいて公表している。

これらのことから、目的が明確に定められ、その目的が、学校教育法に規定された大学一般に求められる目的に適合していると判断する。

1-1-② 大学院を有する大学においては、大学院の目的（研究科又は専攻等の目的を含む。）が、学則等に明確に定められ、その目的が、学校教育法第99条に規定された、大学院一般に求められる目的に適合しているか。

大学院の目的は、大学院学則第1条において「保健福祉学の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる保健・医療・福祉の職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、もって県民と地域社会の保健、医療、及び福祉の向上に寄与すること」と定めている。

このことから、大学院の目的が明確に定められ、その目的が、学校教育法に規定された大学院一般に求められる目的に適合していると判断する。

以上の内容を総合し、「基準1を満たしている。」と判断する。

基準 2 教育研究組織

- 2-1 教育研究に係る基本的な組織構成（学部及びその学科、研究科及びその専攻、その他の組織並びに教養教育の実施体制）が、大学の目的に照らして適切なものであること。
 2-2 教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していること。

【評価結果】

基準 2 を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

2-1-① 学部及びその学科の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

保健福祉学部は看護学科、栄養学科、社会福祉学科、リハビリテーション学科の4学科を置き、リハビリテーション学科には、理学療法学専攻及び作業療法学専攻の2専攻がある。

このことから、学部及びその学科の構成が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-1-② 教養教育の体制が適切に整備されているか。

ヒューマンサービスを実践できる人材の育成というミッションを実現するために、各学科共通の科目として、象徴科目：「ヒューマンサービス論Ⅰ」「ヒューマンサービス論Ⅱ」、人間総合教育科目、連携実践教育科目を配置し、4学科の学生が共に学ぶことができる機会を数多く設定している。

これらの科目については、学科相当の教員組織として置かれている人間総合・専門基礎担当の11人の教員が主として担当し、各学科の教員が協力している。科目内容・実施体制等については、人間総合・専門基礎担当が各学科の意向も踏まえ調整しているが、最終的に、カリキュラム委員会が所管している。

これらのことから、教養教育の体制が適切に整備されていると判断する。

2-1-③ 研究科及びその専攻の構成（研究科、専攻以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

大学院は修士課程として保健福祉学研究科保健福祉学専攻を置き、看護、栄養、社会福祉、リハビリテーション（理学療法・作業療法）の4領域から構成されている。

このことから、研究科及びその専攻の構成が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-1-④ 専攻科、別科を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

該当なし

2-1-⑤ 附属施設、センター等が、教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

当該大学は、附属図書館、実習センター、実践教育センター、地域貢献研究センターの4つの附属施設、センター等を設置している。

附属図書館は、図書、学術雑誌及び視聴覚資料等、並びに情報環境を整備し、教員や学生の教育研究活動に資している。また、学生の自主学習の場を提供している。

実習センターは、学外で行われる臨地実習に関連した諸手続きを行うために設置したもので、学生への実習施設の情報提供、実習施設への依頼・契約等を行っている。

実践教育センターは、保健・医療・福祉分野に従事する者の教育と同分野の研究を行うことを目的とし、正規の学生以外に対する教育サービスを提供して地域貢献の役割を担うとともに、正規学生に卒業後の機会を提供している。

地域貢献研究センターは、神奈川県における地（知）の拠点づくりの一環として全学的な組織体制を構築して、地域貢献及び地域が抱える保健・医療・福祉の今日的課題に対応した研究等を全学的に促進し、地域の発展に寄与することを目的として設置し、今後は、学生の実習の場として活かしていくことも検討している。

これらのことから、センター等が、教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-2-① 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。

また、教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切に構成されており、必要な活動を行っているか。

教授会は、学則第 12 条に基づき、学部長の選考、教員の採用及び昇任等について審議するとともに、学生の入学、卒業及び課程の修了、学位の授与のほか、教育に関する重要な事項について学長に意見を述べることとなっている。教授会の構成員は、教授、准教授、講師であるが、学長が必要と認める者として、学長、副学長、特任教授がこれに加わっている。なお、人事に関する事項については、専任の教授を構成員としている。教授会は学部長を議長とし、原則として毎月 1 回開催しており、必要に応じて臨時教授会も開かれる。なお、教授会開催に先立って各学科長等で構成する学科長会議を開催し、教授会で審議事項とする内容及び提出資料等についての確認を行っている。

学部の教育課程や教育方法等を検討する組織としては、教務委員会とカリキュラム委員会があり、教務委員会の下に実習センター運営委員会と時間割編成ワーキンググループを置いている。教務委員会は、履修指導、単位の認定に関すること等を所管している。実習センター運営委員会と時間割編成ワーキンググループは、学外実習計画及び運営に関する事項と時間割の編成に関する事項を担当している。カリキュラム委員会はカリキュラムの構成に関する事項を担当している。これらはそれぞれ毎月 1 回定例会を開き、必要時には臨時で開催している。

大学院の運営に関しては、大学院学則第 5 条に基づき、研究科委員会を置いており、毎月 1 回開催し、教員の人事や教育に関する重要な事項を審議している。研究科委員会の構成員は、教授、准教授、講師であるが、学長が必要と認める者として、学長、副学長、特任教授がこれに加わっている。なお、人事に関する事項については、専任及び学部兼任の教授を構成員としている。また、大学院の運営を円滑に進めるため、研究科運営会議が置かれており、研究科委員会開催に先立って、重要審議事項等についての確認を行っている。研究科運営会議は、毎月 1 回開催されている。

大学院の教育課程や教育方法等に関しては、研究科運営会議で検討を行うほか、その下部組織となるカリキュラム検討ワーキンググループにおいて議論を行っている。カリキュラム検討ワーキンググループは、共通科目等、大規模な教育課程改正を行う場合に臨時に設置し、その検討結果を研究科運営会議に報告している。

これらのことから、教授会等が教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っており、ま

た、教育課程や教育方法等を検討する組織が適切に構成され、必要な活動を行っている」と判断する。

以上の内容を総合し、「基準2を満たしている。」と判断する。

基準3 教員及び教育支援者

- 3-1 教育活動を展開するために必要な教員が適切に配置されていること。
- 3-2 教員の採用及び昇格等に当たって、明確な基準が定められ、適切に運用されていること。また、教員の教育及び研究活動等に関する評価が継続的に実施され、教員の資質が適切に維持されていること。
- 3-3 教育活動を展開するために必要な教育支援者の配置や教育補助者の活用が適切に行われていること。

【評価結果】

基準3を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

3-1-① 教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされているか。

教員の組織体制は、学長の下に副学長1人を配置し、教員は、学部の看護学科、栄養学科、社会福祉学科、リハビリテーション学科の4つの学科、ヒューマンサービスの理解や他分野とも連携できる人材育成の組織として人間総合・専門基礎担当に所属している。

学部には学部長を、学科には学科長を、また、人間総合・専門基礎担当には担当科長を置き、責任体制を整えている。なお、理学療法学専攻と作業療法学専攻にはそれぞれ専攻長を置き、リハビリテーション学科長を補佐している。

教育活動は、人間総合・専門基礎担当を含め各学科で定期的に学科会議を開催し、教員間の連携を図っている。

研究科には研究科長を置き、保健福祉学専攻の専攻長と連携し、研究科に関する事項を総括している。研究科長及び専攻長は学部の教員を兼務しており、その他の大学院の専任教員は、学部の教員が兼務する体制となっている。

これらのことから、教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされていると判断する。

3-1-② 学士課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されているか。また、教育上主要と認める授業科目には、専任の教授又は准教授を配置しているか。

学士課程における教員数は、専任98人（うち教授32人）、非常勤89人であり、大学設置基準に定められた必要な教員数以上が確保されている。

看護学科、栄養学科、社会福祉学科、リハビリテーション学科は、国家試験受験資格を取得できるように、保健師助産師看護師学校養成所指定規則、管理栄養士学校指定規則、社会福祉士介護福祉士学校指定規則、理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則等が定める基準を満たした教員配置を行っている。

教育上主要な科目である必修科目は総単位数の約76%を専任の教授又は准教授が担当している。なお、演習・実験・実習を伴う授業科目は、複数の専任教員で対応するか、非常勤助手が支援する体制をとっている。

これらのことから、必要な教員が確保されており、また、教育上主要と認められる授業科目には、専任

の教授又は准教授を配置していると判断する。

3-1-1-③ 大学院課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されているか。

大学院課程における研究指導教員数及び研究指導補助教員数は、35人（うち教授29人）及び28人であり、大学院設置基準に定められた必要教員数以上が確保されている。

このことから、大学院課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されていると判断する。

3-1-1-④ 大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられているか。

教員の採用選考の方法は、教員組織をより活性化するため、原則として公募により広く人材を求めることとしている。教員100人のうち、女性教員数は62人であり、全教員の62%の割合を占める。また、外国籍の教員は2人となっている。

教員の年齢構成の割合は、平成27年6月1日現在で、20～29歳が5.0%、30～39歳が17.0%、40～49歳が33.0%、50～59歳が31.0%、60歳以上が14.0%となっており、バランスのとれた構成となっている。

神奈川県では、次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画として「子育てを支えあう職員行動計画」を策定しており、当該大学においても子育てのしやすい職場環境づくりを進め、出産休暇、育児休業には代替教員を確保し、学生への教育への影響を少なくしている。

教員の任期制は、大学教員等の任期に関する法律第3条第1項の規定に基づき教員の任期に関する規程等を定め、すべての職位に対し教員任期を定め、一定期間後はその間の教育研究活動を組織的に評価する仕組みを導入・運用している。

研究活動活性化の取組としては、学内外での若手教員の協働研究に対し研究費助成を行っている。大学紀要『神奈川県立保健福祉大学誌』の発行に関しては、学内教員による査読を制度化して運用している。学内研究発表会は、特定の学問分野に限定することなく全学的な対応として、教員だけでなく大学院学生、学部学生にも開かれた形で開催し、各教員の研究テーマを教員同士が知ることにつながり、教員組織の活動に関し組織的な把握に努めている。

これらのことから、大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられていると判断する。

3-2-1-① 教員の採用基準や昇格基準等が明確に定められ、適切に運用がなされているか。特に、学士課程においては、教育上の指導能力の評価、また大学院課程においては、教育研究上の指導能力の評価が行われているか。

教員の採用にあつては、原則として公募により候補者を募集し、教員採用選考審査委員会を設置し教員採用候補者を審査している。教育指導能力については、書類審査及び面接で把握された他大学等での教育実績、専門職等としての実務経験、研究業績、学位取得の状況、着任後の教育研究活動への抱負等を基に評価している。

昇任の判断にあつては、昇任審査委員会の依頼により、学科長を議長とする人事小委員会を設置し、検討の上、資料を昇任委員会委員長に提出する。その後、昇任審査委員会、さらに、専任教授会で審議している。

大学院教員の採用（起用）に関しては、各領域の人事小委員会で、研究業績、学位取得の状況等を基に教育研究上の指導能力等を総合的に評価した上で、研究科委員会において人事を進めている。

これらのことから、教員の採用基準等が明確に定められ、適切に運用がなされていると判断する。

3-2-2-② 教員の教育及び研究活動等に関する評価が継続的に行われているか。また、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされているか。

各学科では、教育活動については、毎年度教員から提出される教育研究活動報告書、半期ごとに取りまとめられる学生による授業評価等を通じて、また、研究活動については、教育研究活動報告書のほか、学内及び学科研究助成への応募状況、学内及び学科内研究発表会への参加状況、研究助成外部資金獲得状況等を通じて、このほか学内委員会等での活動状況や地域貢献活動への参加状況等を通じて、日常的に教員の評価が行われている。その結果により教育研究活動の改善が必要な場合は、指導・助言が行われることとなっている。

評価結果を人事上の措置に反映させているものとしては、業績評価（教員の任期に関する規程に基づくもの）、昇任審査（教員選考基準、教員採用及び昇任選考規程、教員採用及び昇任選考規程施行細則に基づくもの）、成績評価（地方公務員法第22条第1項の条件附採用に係るもの）がある。これらについては、各学科での評価のほか、自己評価も踏まえ、総合的に評価を実施している。

平成26年5月の地方公務員法及び地方独立行政法人法の改正に対応した新たな人事評価制度の在り方について、総務・企画委員会で検討を始めている。

これらのことから、教員の教育及び研究活動に関する評価が継続的に行われており、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされていると判断する。

3-3-1-① 教育活動を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。また、TA等の教育補助者の活用が図られているか。

教育活動に必要な専任の事務職員19人を事務局に配置している。そのほか臨時任用職員1人、再任用を含む非常勤職員11人を配置し、さらに、日々雇用職員を適宜配置し、教育支援を行っている。

教育活動を支援する教務学生課に専任事務職員6人、非常勤職員8人（健康相談員1人、学生相談員2人、教務助手1人等）、入学者選抜、学内情報システム等を担う企画課に専任事務職員6人、臨時任用職員1人、非常勤職員1人を配置しているほか、総務課にも研究費補助金等に係る事務、卒業式・入学式に係る事務、教員の研修・福利厚生に係る事務、体育施設等の利用に関する事務等を担当する職員を配置している。

また、各学科及び大学院に、教務事務を担当する非常勤助手を計8人配置している。

ただし、事務職員のうち、専任の職員及び事務補助に当たる非常勤職員は、神奈川県の人事方針により3年程度の期間で転出することが多いため、教育支援者として必要な知識・経験を有する人材を継続的に確保することが課題となっている。

これらのことから、教育支援者として必要な知識・経験を有する人材の継続的確保に課題はあるものの、教育活動を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者がおおむね適切に配置されており、非常勤助手等の教育補助者の活用が図られていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準3を満たしている。」と判断する。

基準4 学生の受入

- 4-1 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、それに沿って、適切な学生の受入が実施されていること。
- 4-2 実入学者数が入学定員と比較して適正な数となっていること。

【評価結果】

基準4を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

4-1-① 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められているか。

学士課程においては、入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）を、以下のとおり定めている。

「神奈川県立保健福祉大学保健福祉学部では、教育理念のもと教育目標を達成するために必要な資質と能力を備えている人々を受け入れます。卒業後に保健・医療・福祉の専門職として、多職種連携のもとに本学の理念であるヒューマンサービスを実践するためには、豊かな人間性と高い倫理観および使命感と確かな技術を持って自ら行動する能力が必要です。本学部入学試験では、このような観点からすべての学科で面接試験を課すとともに、次のような学生を求めています。

- 1 ヒューマンサービス理解のために必要な人間に対する関心を持ち、生命の尊厳を重視する人
- 2 保健・医療・福祉の専門職として必要な学問、技術、資格の修得に意欲的な人
- 3 人文・社会・自然科学など幅広く学ぶために必要な基礎学力を有している人
- 4 地域社会とその保健・医療・福祉に関わる課題への理解を深める意欲のある人
- 5 創造性、社会性および責任感がある人
- 6 協調性を持ち、コミュニケーション能力を持つ人
- 7 グローバル社会に対応するための基礎的語学能力を持つ人
- 8 将来的に、保健・医療・福祉分野のリーダーとして活躍する意欲のある人

入学者選抜試験では、以上の観点に立って、受験生の皆さんの持てる力を総合的に評価します。」

また、大学院課程においては、以下のとおり定めている。

「神奈川県立保健福祉大学大学院保健福祉学研究所の教育理念を達成し、高度専門職業人を育成するため、本学では以下のような要件を備えた学生を求めています。

1. 人間や人間を取り巻く社会に関する深い理解を求め、保健福祉学の探求に自ら取り組む意欲のある人
2. 専門職や当事者と協働し、各種システムと連携して、課題を解決し、評価する能力を高めたい人
3. 保健・医療・福祉の課題を、科学的・論理的に研究するための基礎的な能力を備えている人
4. 地域社会の保健・医療・福祉分野のリーダー、管理者または教育者として貢献する意欲のある人

入学者選抜試験では、以上の観点に立って、それぞれの課題解決へ向けて意欲的に研究に取り組もうとする力を、総合的に評価します。」

これらのことから、入学者受入方針が明確に定められていると判断する。

4-1-② 入学者受入方針に沿って、適切な学生の受入方法が採用されているか。

入学者受入方針に沿って一般入試では、前期日程と後期日程の2回の選抜を行っている。

受験機会の拡大、多様な学生の確保を図るなどの観点から、特別選抜試験として、推薦入試（推薦Aと推薦B）のほか、社会人、私費外国人留学生、帰国生徒、編入学生の受入も行っている。推薦Aは神奈川県内の保健・医療・福祉を支える人材の育成を踏まえて、県内在学又は在住の高等学校（特別支援学校高等部を含む。）卒業見込み者に受験機会を提供し、また推薦Bは県内の高等学校の看護科及び福祉科に在籍の卒業見込み者を対象としている。

社会人の特別選抜は、社会人学生による大学教育の活性化、多様化に対応し、また、私費外国人留学生と帰国生徒の特別選抜は、国際的な視野に立ち、コミュニティを基盤として広く世界に貢献する力を培う趣旨で実施し、さらに、編入学試験は保健・医療系短期大学、専門学校卒業者等を対象にして実施している。

なお、すべての入試において面接を実施している。

大学院選抜では、一般選抜とは別に社会人選抜を設け、試験内容も一般選抜とは異なり面接試験を重視し、研究に対する意欲やこれまでの社会人としての経歴を踏まえた選抜を実施している。

これらのことから、入学者受入方針に沿って適切な学生の受入方法が採用されていると判断する。

4-1-③ 入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されているか。

入学者選抜の実施体制は、入試委員会（各学科の入試委員と事務局入試担当者から構成される。）を中心とし、入試全般の企画、広報、選抜試験の実施、評価、次年度への課題の整理等を行っている。

試験及び合否判定は、大学及び各学科の教育目標に照らして、事前に評価項目、評価基準、合否判定基準を設定し、それに基づいて実施している。試験問題の作成及び採点は、各学科の教員等から構成する入学者選抜試験問題作問・採点委員会が担い、学外委員を加えた入学者選抜作問審査委員が審査を行う体制をとっている。合格者の決定は、いずれの選抜方法においても、筆記試験と面接試験の採点結果に基づいて入試委員会が判定資料を作成し、各学科の意見を聞いた後、入試委員会において合格者判定原案を作成し、合否判定会議（学長、副学長、事務局長、学部長、各学科長、入試委員長から構成される。）で決定する。試験結果については、簡易開示の方法を定め、受験生本人に開示している。

大学院入試に関しては、研究科入試委員会を中心とし、入試全般の企画、広報、選抜試験の実施、評価、次年度への課題の整理等を行っている。面接試験は、受験者1人に対し複数人の試験官によって面接評価項目に基づいて行い、公正な実施体制をとっている。合格者の決定は、研究科入試委員会が筆記試験と面接試験の採点結果を基に判定資料を作成し、合否判定会議において合否判定を実施している。

これらのことから、入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されていると判断する。

4-1-④ 入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立っているか。

入学者選抜法改善の具体的取組としては、平成21年度以降では、私費留学生について、必要な学力をよりの確に把握するため、選抜方法のうち小論文を総合問題に変更したこと（平成22年度入試）、社会のニーズ等を踏まえて看護学科の定員を増やしたこと（平成26年度入試）、後期日程の受験者について、前期日程と異なる視点で能力を把握するため、選抜方法のうち総合問題を小論文に変更したこと（平成27年度入試）、受験者のニーズ等を踏まえ、編入学の定員を見直したこと（平成27年度入試）、特別選抜の推薦A、Bの見直しを行ったこと（平成28、31年度入試）が挙げられる。

今後、各区分の入試成績のデータとGPA（Grade Point Average）スコアによる入学後の学業成績の関連についての分析等を実施することを検討している。

大学院における各年度の休学者数及び退学者数は、大学院を設立した平成19年度から平成26年度までの8年間の合計で、入学者総数約160人に対し、休学者の実人員は10人、うち退学者6人、休学歴の無い退学者1人となっており、受験前に事前相談を受けることを原則としていることから、入学後に大学院に適合できない学生は少なく、修士課程を修了している状況である。

大学院に係る入学者選抜改善の取組としては、平成25年度入試から、社会人特別選抜の出願資格から神奈川県内在住・在勤の条件を撤廃し、より門戸を開放する措置をとっている。

これらのことから、入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てていると判断する。

4-2-① 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

平成23～27年度の5年間の入学定員に対する実入学者数の比率の平均は、次のとおりである。

〔学士課程〕

- ・ 保健福祉学部：1.03倍
- ・ 保健福祉学部（2年次編入）：0.73倍
- ・ 保健福祉学部（3年次編入）：0.69倍

〔修士課程〕

- ・ 保健福祉学研究所：1.07倍

このことから、入学定員と実入学者数の関係は、適正であると判断する。

以上の内容を総合し、「基準4を満たしている。」と判断する。

基準5 教育内容及び方法

(学士課程)

- 5-1 教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）が明確に定められ、それに基づいて教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切であること。
 - 5-2 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
 - 5-3 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）が明確に定められ、それに照らして、成績評価や単位認定、卒業認定が適切に実施され、有効なものになっていること。
- (大学院課程（専門職学位課程を含む。))
- 5-4 教育課程の編成・実施方針が明確に定められ、それに基づいて教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切であること。
 - 5-5 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等（研究・論文指導を含む。）が整備されていること。
 - 5-6 学位授与方針が明確に定められ、それに照らして、成績評価や単位認定、修了認定が適切に実施され、有効なものになっていること。

【評価結果】

基準5を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

<学士課程>

5-1-1-① 教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）が明確に定められているか。

教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）は、カリキュラム委員会で内容を検討し、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）、入学者受入方針との整合を図った上で、教授会、評議会の審議を経て、平成27年4月1日に以下のとおり決定している。

「神奈川県立保健福祉大学保健福祉学部では、以下のカリキュラムポリシーに基づいて教育課程を編成します。

- 1 深く人間を理解するとともに、専門分野のみならず、総合的に保健・医療・福祉を学ぶことができる。
- 2 大学の理念を象徴する科目「ヒューマンサービス論Ⅰ・Ⅱ」をはじめ、「人間総合教育科目」、「連携実践教育科目」を配置し、4学科の学生が共に学ぶことができる。
- 3 各学年の専門分野を学ぶ「専門創造教育科目」により、理論のみならず実践力を身につけることができる。
- 4 卒業時には、国家試験受験資格等を取得することができる。」

このことから、教育課程の編成・実施方針が明確に定められていると判断する。

5-1-1-② 教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっているか。

教育課程は、教育課程の編成・実施方針に沿って、象徴科目、人間総合教育科目、連携実践教育科目、専門創造教育科目から体系的に構成されている。象徴科目は、大学の理念を学ぶための科目であり、1年

次の「ヒューマンサービス論Ⅰ」により理念を理解し、4年次の「ヒューマンサービス論Ⅱ」で理念を構築することとしている。人間総合教育科目は、自己形成・人間理解群、社会理解群、自然理解群、国際理解群、情報理解群からなり、深く人間を理解するための幅広い教養を習得することを目的としている。連携実践教育科目は、保健・医療・福祉の連携に必要な幅広い知識や技術を学び、総合的なサービスを提供するための連携実践能力を養うことを目的としている。専門創造教育科目は、各学科・専攻の専門的な知識技術を学ぶとともに、将来にわたって学び続ける意欲を培うことを目指している。講義・演習・実習を有機的に組み合わせ、ヒューマンサービスを実践できる保健・医療・福祉分野の専門家育成のために必要な科目を段階的に配置している。

シラバスでは、各科目の配当年次が明示されているほか、先修条件も指示されている。また、学科、専攻、履修課程（コース）ごとに履修モデルを作成している。教員は学生に応じた履修指導を行っており、学生が教育課程の編成・実施方針に沿った教育を体系的に受け、学位取得に必要な知識・技術・能力・態度等を習得することができるよう努めている。

教育課程の修了生は、学科の領域に対応した国家試験の受験資格を取得できるよう、厚生労働省の省令による指定規則に合致した体系的な教育課程を編成している。

リハビリテーション学科作業療法学専攻は、世界作業療法士連盟（WFOT）の認定を受けており、作業療法学専攻の卒業生は、国際的教育水準をクリアした作業療法士として海外でも活躍することが可能となっている。

なお、4学科において、計5種類の専攻分野の学士の学位（看護学、栄養学、社会福祉学、理学療法学、作業療法学）を授与している。

これらのことから、教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっていると判断する。

5-1-③ 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

編入学・転入学・再入学・転学科（専攻）の制度を設けており、編入学・転入学の学生への配慮として、既修得単位の認定を行っている。また、1年次入学生のうち他大学等の卒業生には、30単位を超えない範囲で既修得単位を認めている。TOEFL、TOEICにおいて規定の点数を獲得した学生に対しては、これを単位認定している。他学科の授業は、修得した単位を卒業要件の単位に加えることはできないが、教育上や施設設備に支障がない場合には履修することができることとしている。

学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を培うため体験学習を重視しており、実習は学生の社会的・職業的自立に必要な能力向上において重要なものとなっている。さらに、教育課程外においても、国家試験受験支援・就職活動支援等を通じて学生の能力向上を図っている。

学生の多様なニーズは、（1）授業ごとに記述される学生のリアクションペーパー、（2）半期ごとに実施される授業評価、（3）学生との個別な情報交換、（4）実習時の学生との面談等を通じて把握し、学科会議等を通して共有・協議し、必要であれば教育課程の編成や授業科目の内容に反映されている。

学術の発展動向は、関連学会や職能団体等から出されるガイドラインや指針等、最新の学術論文やシステマティックレビュー、学術集会で取り上げられるトピックス、国家試験等の出題基準等を通じて把握し、シラバス等に反映させて授業を展開している。

社会からの要請については、実習施設や就職先の院長・施設長・実習指導者等からの意見・アンケート結果、卒業生からのフィードバック・アンケート結果、大学を支援する会や公開講座等での一般市民から

の意見等を参考にして、地域社会に求められる内容を授業に反映させる工夫を行っている。

これらのことから、教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮していると判断する。

5-2-① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されているか。

学科ごとに授業科目の特性に応じた授業形態を選択している。単位数からみた授業形態の比率は、講義 60.6%、演習 18.3%、実習 6.8%、実験 1.2%、講義・演習 11.6%、講義・実験 1.5%となっている。

特に、基本理念の一つとして「保健・医療・福祉の連携と総合化」を掲げており、1年次生の必修科目である「保健医療福祉論Ⅰ」では、4学科の学生がグループとなって保健・医療・福祉の現場を訪問する学科合同の体験学習を行い、入学後の早い時期から実習を開始し、全学の教員が事前・事後の学習指導に当たり、保健・医療・福祉現場の連携や総合化の課題を利用者の側からも理解する機会としている。また、4年次後期に「ヒューマンサービス総合演習」を必修として、4学科合同のグループ学習により事例検討を行い、その成果をプレゼンテーションする全学発表会までのプロセスを通して多職種協働の基礎力を養っている。

専門分野の講義や実習科目では、外部の専門家をゲストスピーカーとして招へいし、最前線の知識や技術に触れられる機会を作っている。

また、多くの科目において少人数教育が行われている状況にあるが、「神奈川県立保健福祉大学実践行動計画」（以下「実践行動計画」という。）において、さらに「少人数教育等を積極的に取り入れる。」ことを掲げ、各学科での取組を促している。

これらのことから、教育の目的に照らして授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されていると判断する。

5-2-② 単位の実質化への配慮がなされているか。

当該大学の学年暦によれば、1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含めて 35 週確保されており、各授業科目の授業を行う期間（試験等の期間を除く。）は、臨地実習を除き、15 週又は 8 週にわたる期間を単位として行っている。

学生の主体的な学習を促す取組として、時間割編成において学生が大学内で自習できる時間を確保している。また、各教員が授業においてレポート提出、事前課題の提示、ミニテストの実施等、学生の自主学習を促す取組を行っている。

学生の準備学習及び授業後の自己学習の状況については、学生による授業評価アンケートの調査項目の中に、講義について「授業の前に準備してのぞんだ」「授業の後で自己学習をした」、演習・実験・実習について「演習・実験・実習の前に準備してのぞんだ」について 5 段階で自己評価を求めている。平成 26 年度の結果は、前期は講義で「準備してのぞんだ」が 45%、「自己学習をした」が 50%、演習・実験・実習で「準備してのぞんだ」が 69%となっており、演習・実験・実習において、準備学習に取り組む学生が比較的多いことがうかがえる。しかし、学生の授業外学習時間についての定量的な把握がなされておらず、今後の調査が望まれる。

これらのことから、授業時間外学習確保への効果は確認できないものの、単位の实質化への配慮がなされていると判断する。

5-2-③ 適切なシラバスが作成され、活用されているか。

すべての科目について統一した様式のシラバスを作成している。記載項目は、授業科目名、授業の種類（講義・演習・実習の別）、必修・選択の別、科目責任者、担当教員、授業の回数、単位数（時間数）、配当学年・時期、科目等履修生・特別聴講学生の可否、教職員授業見学の可否を明示した後、授業の目的・ねらい、授業の概要、授業修了時の達成課題（到達目標）、授業回ごとのテーマ・内容・担当教員、使用テキスト、参考文献、単位認定方法及び基準となっている。準備学習については、現行様式では「授業の概要」の項目で記載するよう教員に求めているが、平成28年度に向けては様式を変更して明示することを検討している。

シラバスの作成については、教務委員会が作成方法・留意点等を教員に指示している。平成21年度及び平成26年度には、シラバスの改善につながるファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」という。）を開催し、教員の意識向上を図っている。

シラバスは学生にとって自分の学習目的の指標となるもので、毎年度CD-ROMで配布するほか大学ウェブサイトで公開しており、検索等を容易に行える環境を構築している。学生には、各学年の履修のガイダンスの際に、シラバスを確認するよう指導し、また、教員は講義又は実習の初回にシラバスの記載事項を用いて講義科目や実習科目の教育の位置付けや科目の概要の説明に利用している。学生はシラバスを参照した上で、授業科目を選択し、履修している。

これらのことから、適切なシラバスが作成され、授業科目を選択する際等に利用されていると判断する。

5-2-④ 基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われているか。

実践行動計画に、「基礎学力不足の学生に対しては個別指導を行う。」ことを掲げ、全学的方針の下で取組を進めている。少人数教育の下で、教員がきめ細かく学生の状況を把握することが可能となっており、全教員がリアクションペーパーを活用することで、学生の学習状況を把握し、それに応じた学習指導法の工夫を行っている。また、全教員がオフィスアワーを設定し、学生からの授業内容等に関する質問に対応している。さらに、1年次生には、10人程度の学生に対して1人の教員がチューターとなり、修学・学生生活等の学生の相談に対応しているほか、学科、専攻によってはクラス担任を置いて、学生の相談を受けている。

基礎学力不足や、高等学校での選択科目の違いによる入学時の基礎学力差を補うために、入学前に生物等の科目を自己学習しておくことを事前に通知して提案しており、また、附属図書館に高等学校レベルの参考書を配架している。これにより学生は、専門創造教育の基礎科目となる「体のしくみⅠ」「解剖学」「生理学Ⅰ」「一般臨床医学」等の入門書として自己学習ができるようになっている。

定期試験の成績確定後、教務委員会及び教務学生課を通じて各学科に成績一覧表が配布される体制を整え、基礎学力が不足している学生には、各学科においてリアクションペーパーやレポート内容等の確認を行い、担任や各科目責任者を中心に面談や電子メールによる相談を行うなど、状況に応じ個別指導等で対応している。

国家試験に向けては、正規の教育課程とは別に補講授業やゼミナール単位で指導を行っている。国家試験の模試結果等から学力が不足していると判断した学生に対しては、さらに担任やゼミナールの担当教員による個別指導を密に実施している。また、学科全体で対応した方が良く科目担当者が判断した学生については、事前に学科長に相談し、その必要性に応じて学科会議で教員間の情報共有を行い、学科全体で対応しているほか、他学科教員や学生相談室の相談員とも連携を取って対応している。

これらのことから、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われていると判断する。

5-2-⑤ 夜間において授業を実施している課程（夜間学部や昼夜開講制（夜間主コース））を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-2-⑥ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-3-① 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）が明確に定められているか。

平成20年度の中央教育審議会「学士課程教育の構築に向けて」（答申）により、学位授与方針の重要性と改革の方向性が示されたことを受けて、学位授与方針については、教務委員会で内容を検討し、他の委員会で検討を進めた教育課程の編成・実施方針、入学者受入方針との整合を図った上で、教授会、評議会の審議を経て、平成27年4月1日に以下のとおり決定している。

「神奈川県立保健福祉大学学則に定められた教育課程の卒業単位を修得し、教育目標を達成できたと判断できる以下の者に対し学位を授与します。

- 1 かけがえのない存在である「ひと」を深く理解するとともに、豊かな人間関係を築く力を修得したもの
- 2 人々のニーズやコミュニティが抱える様々な課題を広い視野で考察、分析し、市民との協働により解決する力を修得したもの
- 3 人々にとって最適な保健・医療・福祉サービスを提供するため、常に科学的根拠に基づく判断力を持ち、高い倫理観や人権意識を基盤とした実践力を修得したもの
- 4 保健・医療・福祉に関する幅広い知識や技術を理解するとともに、連携して協働できる力を修得したもの
- 5 専門領域における基礎的知識や技術を十分理解するとともに、主体的に学問を探究し、真理を追究する姿勢を修得したもの
- 6 国際的な視野に立ち、コミュニティを基盤として広く世界に貢献する力を修得したもの
- 7 上記6項目に加え各学科に応じて、以下の能力等を修得したもの（以下略）

上記7に関し、看護学科では、

- 「1 看護の対象者である個人、家族、集団およびコミュニティの主体性を尊重し、権利を擁護する倫理的な態度を養うとともに、対象と良好な関係を築くためのコミュニケーション能力
- 2 関連する諸科学における知識と技術を活用しながらヒューマンケアリングに基づく看護を実践するための基礎的能力
- 3 看護職間、他職種、市民との協働・連携において、リーダーシップを理解し、看護の専門的立場でのメンバーシップがとれる能力
- 4 主体的に看護学を探究する姿勢を持ち、生涯にわたって自己研鑽するとともに、国内外の動向に関心を持ち、社会に貢献しようとする態度」

と定めている。他学科においても、同様に定めている。

これらのことから、学位授与方針が明確に定められていると判断する。

5-3-② 成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されているか。

成績評価は、学則第31条及び第32条、履修規程第6条に基づき、試験成績、平常の学習参加の態度、出席状況等を総合して、S(100～90点)、A(89～80点)、B(79～70点)、C(69～60点)、D(59点以下)の5段階評価で行われており、C以上に単位を与えることとしている。

また、学生が自らの学力を的確に把握するための情報提供等を目的としてGPA制度を導入しており、就職推薦、奨学金推薦、卒業論文・ゼミナール配属の参考等に利用している。

試験は、筆記、口述、レポート提出、実技、実習等の方法が用いられている。履修規程により、試験を受けるためには講義及び演習は3分の2以上、実験及び実習では5分の4以上の出席を必要とすることが定められている。

成績評価基準は、学生便覧に明記しており、すべての学生に配布の上、入学時のオリエンテーションや新学期のガイダンス、オフィスアワーにおける相談等の際に周知を図っている。

また、シラバスには各授業科目の単位認定方法及び基準が明記されており、学生に配布するとともに、大学ウェブサイトにも掲載している。

試験及び評価については、定期試験、成績評価、教育指導等取扱要項を定め統一的な取扱いを行っている。また、複数の教員で授業を行う科目は、成績評価基準を教員間で共有し、各教員が担当した授業内容に関する学生の理解度を評価して、科目責任者が成績評価及び単位認定を行っている。

これらのことから、成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されていると判断する。

5-3-③ 成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられているか。

教務委員会は、定期試験前に教員に対し、筆記試験、レポート提出等の実施方法について確認し、適正な成績評価が行われるよう周知を図っている。複数教員が担当する科目では、教授法や成績評価基準についての情報共有を密にし、各教員の自主性の尊重とのバランスを取りつつ、客観的かつ公正な成績評価に努めている。

平成27年10月に個別科目ごとの成績評価結果を取りまとめ、今後、その結果を基に、講義の区分(講義・演習・実習)、配当年次等ごとにあるべき成績分布をカリキュラム委員会で検討していくこととしており、成績評価に係る議論の進展が望まれる。

学生は学内パソコンのウェブブラウザから学生カルテで成績・修得単位等を確認することができ、確認の上、疑義があれば直接担当教員に申し出るよう指示している。その際、成績評価に誤りがあれば、訂正の手続きがとられることになっている。異議申立てが教員と学生間の個別対応となっており、制度としての整備が必要である。

これらのことから、成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置がおおむね講じられていると判断する。

5-3-④ 学位授与方針に従って卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って卒業認定が適切に実施されているか。

卒業要件は学則第 43 条に定めている。編入学等を除き当該大学に4年（編入学等については別に定める期間。）以上在学し、教育課程の編成・実施方針に沿って学科ごとに定められた授業科目を履修し、卒業に必要な単位数を成績評価基準に則って修得した学生は、学位授与方針に示した能力等を修得したと認められることから、卒業が認定され、学長から学位が授与される。

この卒業認定基準は、学生便覧とシラバスに明示されるとともに、履修指導において学科、専攻、履修課程（コース）ごとに学生に説明され、周知が図られている。

卒業認定は、教務委員会が卒業要件に従った卒業認定案を各学科の確認を経て作成し、教授会の審議を経て学長が決定している。

これらのことから、学位授与方針に従って卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って卒業認定が適切に実施されていると判断する。

<大学院課程>

5-4-① 教育課程の編成・実施方針が明確に定められているか。

教育課程の編成・実施方針は、研究科運営会議で内容を検討し、他の委員会、学位授与方針、入学者受入方針との整合を図った上で、研究科委員会、評議会の審議を経て、平成27年4月1日に以下のとおり決定している。

「神奈川県立保健福祉大学大学院保健福祉学研究科では、以下のカリキュラムポリシーに基づいて教育課程を編成します。

1. 保健・医療・福祉の諸問題やその背景について学び、解決策を議論できる。
 2. 各専門領域の院生が職種間の連携・協働を実践的に身につけるために、基幹科目となる「ヒューマンサービス特論」や連携科目群を配置し、共に学ぶことができる。
 3. 専門科目や特別研究・課題研究を通じて、問題解決を推進する能力や研究能力を培うことができる。」
- このことから、教育課程の編成・実施方針が明確に定められていると判断する。

5-4-② 教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっているか。

教育課程は教育課程の編成・実施方針に基づいて体系的に編成され、授業科目は共通科目と専門科目に区分されている。共通科目は、基幹科目、連携科目、基礎科目からなり、基幹科目としては、当該大学の基本理念の理解を促すため「ヒューマンサービス特論」を置いている。連携科目は、保健・医療・福祉の各分野にとらわれない幅広い知識を習得し、他分野との連携・協働を図ることができる能力を育成するための科目を配置している。基礎科目は、各自が研究課題を探究し、修了後も研究的な視点で課題解決に取り組める基礎的な能力を培うことを目的とした科目を配置している。専門科目は、他領域の履修を幅広く認め、高いレベルの人材育成を目指している。

大学院課程では、看護、栄養、社会福祉、リハビリテーションの各領域において、取得すべき単位と与えられる学位に対する適切な水準に達した学生には、修士の学位を授与している。なお、授与される学位（修士）には、専攻する分野に応じ、看護学、栄養学、社会福祉学、リハビリテーション学の名称を付与している。

これらのことから、教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっていると判断する。

5-4-③ 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

大学院は、設置に際して社会動向を分析するとともに、保健・医療・福祉関係団体の有識者にヒアリングを行い、現場からの要請も考慮して教育理念・教育目標を定め、これを実現するための教育課程を編成している。平成24年度より、看護領域にがん看護専門看護師課程を設置し、がん看護専門看護師の輩出を望む実践現場からの要請に応えている。同様に小児看護専門看護師課程の設置に向けた準備を行っている。

学生のニーズに対しては、社会人学生の現場体験に基づく学問的興味に応えた授業を行っているほか、授業についてのアンケート結果を踏まえた授業内容の改善に取り組んでいる。

また、修業年限は2年であるが、働きながら学ぶ学生等に配慮して、修業年限を4年まで延長して計画的な履修を行うことができる長期履修学生制度を設けている。

学術の発展動向への対応としては、指導教員の研究成果が学生の研究指導に反映されているほか、各教員の研究成果は授業内容に反映されている。また、教員は学術動向を踏まえた授業を行っている。

これらのことから、教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮していると判断する。

5-5-① 教育の目的に照らして、講義、演習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されているか。

授業形態は、講義、演習、実習に区分されており、単位数から見た授業形態の比率は、講義59.3%、演習38.6%、実習2.2%となっており、バランスを考慮して設定している。各科目の受講者は5～20人程度であり、少人数教育により授業が行われている。講義においても対話・討論を重視した教育を行っており、科目によって事例検討、ロールプレイ等も取り入れているほか、社会人学生の現場経験も活かしながら指導を進めている。「ヒューマンサービス特論」等の共通必修科目を、看護、栄養、社会福祉、リハビリテーションの4領域の学生全員が履修することで、保健・医療・福祉に関わる広い理解をもってそれぞれの分野と連携・協力を目指すことができる高度専門職の養成を図っている。

これらのことから、教育の目的に照らして、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されていると判断する。

5-5-② 単位の実質化への配慮がなされているか。

当該大学の学年暦によれば、1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含めて35週確保されており、各授業科目の授業を行う期間（試験等の期間を除く。）は、臨地実習を除き、15週又は8週にわたる期間を単位として行っている。

大学院学生は、研究指導教員の研究指導に基づいて、学生一人一人の希望や状況に応じた履修計画を立て、学習目標を明確化した上で授業に臨んでいる。社会人学生を受け入れていることから、長期履修の仕組みが採用されており、学生の希望に応じて2年から4年までの期間で履修計画を立てている。半期ごとに行っている「大学院授業についてのアンケート」の大学院学生の自己評価では、さらに自己学習が必要とする趣旨のものが多い状況となっている。社会人学生の多い当該大学では、学生の自己学習に対する有効な支援の在り方も検討課題となっている。

これらのことから、社会人学生への有効な支援の在り方等に課題はあるものの、単位の実質化への配慮

がなされていると判断する。

5-5-③ 適切なシラバスが作成され、活用されているか。

大学院課程では、すべての科目について統一した様式のシラバスを作成し、記載項目は、授業科目名、授業の種類（講義・演習・実習の別）、必修・選択の別、科目責任者、担当教員、授業の回数、単位数（時間数）、配当学年・時期、科目等履修生・特別聴講学生の可否、教職員授業見学の可否を明示した後、授業の目的・ねらい、授業の概要、授業修了時の達成課題（到達目標）、授業回ごとのテーマ・内容・担当教員、使用テキスト、参考文献、単位認定方法及び基準となっている。準備学習については、現行様式では「授業の概要」の項目で記載するよう教員に求めているが、平成28年度に向けては様式を変更して明示することを検討している。

シラバスは、毎年度CD-ROMで配布するほか、大学ウェブサイトで公開しており、検索等を容易に行える環境を構築している。

シラバスの作成方法・留意点等は、教務委員会が教員に指示している。また、平成21年度及び平成26年度には、シラバスの改善につながるFDを開催し、教員の意識向上を図っている。

学生は、シラバスを参照した上で授業を選択し、履修している。

これらのことから、適切なシラバスが作成され、授業科目を選択する際等に利用されていると判断する。

5-5-④ 夜間において授業を実施している課程（夜間大学院や教育方法の特例）を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

社会人が仕事を持ちながら大学院教育を受けられるよう、大学院設置基準第14条に基づき、平日の夜間や土曜日にも開講している。開講時間は、平日は17時55分から21時まで、土曜日は9時から17時50分までであり、大学休業期間を利用して集中講義を行う際は事前に履修予定者と開講日時を調整している。さらに、履修者の希望によって、一部時間割の調整等を行ったり、口頭だけでなく、簡単な書面による意見聴取も並行して行っている。

このほか、附属図書館は、平日は22時まで開館し、授業終了後の学生の利用に配慮している。

これらのことから、教育方法の特例を受ける課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われていると判断する。

5-5-⑤ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-5-⑥ 専門職学位課程を除く大学院課程においては、研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて指導が行われているか。

大学院課程では、各領域ともに10単位の特別研究を必修としている（看護領域CNSコースは4単位の課題研究）。特別研究論文及び課題研究論文の指導は、「特別研究論文（修士）及び課題研究論文の指導等に関する要領」で必要事項を定めて、この要領に基づき、学生の研究課題に対応した指導教員と指導補助教員により修士論文の完成に向けた指導が行われている。

指導教員は、学生の研究に必要な授業科目の履修指導や研究課題決定への助言を行い、決定した研究課題についての研究計画の立案を指導している。研究テーマについて深めていく過程で、他の教員の前で研究の中間報告を行う仕組みを導入し、個別指導とは異なる広い視点からの指導を受ける教育体制を用意している。また、課程修了判定後には公開発表会を行っている。研究の進捗については、指導教員及び指導補助教員が個別の学生の状況を把握しているが、研究課題届出書、研究計画報告書、中間発表、論文審査申請書等の提出書類により組織的にも確認している。

これらの履修指導及び研究指導の方法・スケジュールについては、図解した資料を研究科便覧に掲載し、学生に周知を図っている。

なお、研究計画により必要な場合は、研究倫理審査委員会の審査を経ることを義務付けている。

研究倫理については、日常の研究室活動を通じて指導するとともに、「研究法Ⅰ」の講義において、研究活動の不正防止についても触れている。

これらのことから、大学院課程において、研究指導、学位論文に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて指導が行われていると判断する。

5-6-① 学位授与方針が明確に定められているか。

大学院課程の教育目標は、学位授与方針に相当する文書として、大学パンフレット、大学ウェブサイト、研究科便覧に「学生が卒業時に身につける」能力を明示し、学生、教職員等に周知を図っている。平成20年度の中央教育審議会「学士課程教育の構築に向けて」（答申）を受けて、学位授与方針は、研究科運営会議で内容を検討し、教育課程の編成・実施方針、入学者受入方針との整合を図った上で、研究科委員会、評議会の審議を経て、平成27年4月1日に以下のとおり決定している。

「神奈川県立保健福祉大学大学院学則に定められた教育課程の修了単位を修得し、修士論文や課題研究論文を提出し、その審査および最終試験に合格したものに、修士の学位を授与します。

1. 保健・医療・福祉の諸問題を体系的に整理し、社会へ発信できる能力を修得したもの
2. 実践的な知識・経験を学問的に検証する能力を修得したもの
3. 高度専門職業人としての知識・技術及び連携・協働するための基礎的能力を修得したもの

また、学位授与方針は、大学ウェブサイトに掲載し、教職員、学生等に周知を図っている。

これらのことから、学位授与方針が明確に定められていると判断する。

5-6-② 成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されているか。

成績評価は、大学院学則第20条及び第21条、大学院履修規程第6条に基づき、試験成績、平常の学習参加の態度、出席状況等を総合して、S（100～90点）、A（89～80点）、B（79～70点）、C（69～60点）、D（59点以下）の5段階評価で行われており、C以上に単位を与えている。

また、学生が自らの学力を的確に把握するための情報提供等を目的としてGPA制度を導入しており、就職推薦、奨学金推薦等に利用している。

試験は、筆記、口述、レポート提出、実技、実習等の方法が用いられている。

大学院履修規程第10条により、試験を受けるためには講義及び演習は3分の2以上、実験及び実習では5分の4以上の出席が必要とすることが定められている。

成績評価に係るこれらの規定は、研究科便覧に記載されており、すべての学生に配布されている。また、入学時のオリエンテーションや新学期のガイダンス、オフィスアワーにおける相談等の際にも周知を図っ

ている。

シラバスには各授業科目の単位認定方法及び基準が明記されており、学生に配布するとともに、大学ウェブサイトにも掲載している。

成績評価及び単位認定は大学院履修規程に基づき統一的な取扱いをとっている。複数の教員で授業を行う科目は、成績評価基準を教員間で共有し、各教員が担当した授業内容に関する学生の理解度を評価して、科目責任者が成績評価及び単位認定を行っている。

これらのことから、成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されていると判断する。

5-6-③ 成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられているか。

論文審査及び最終試験判定に関する通報・相談制度を設けて、研究科長又は専攻長が特別研究論文（修士）及び課題研究論文の審査、最終試験の判定に関して疑義を有する者からの通報、又は相談を受けた場合は、必要に応じて関係者の調査や調査結果の公表も行うこととしている。

成績評価の正確さを担保する取組は、全学的な課題として実践行動計画に掲げており、大学院FDでは、成績評価を含むテーマも取り上げている。

講義等の成績評価に疑義がある場合は、直接、授業担当教員に申し出るようになっており、異議申立て制度が整備されているとはいえない。

これらのことから、成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置がおおむね講じられていると判断する。

5-6-④ 専門職学位課程を除く大学院課程においては、学位授与方針に従って、学位論文に係る評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、適切な審査体制の下で、修了認定が適切に実施されているか。

また、専門職学位課程においては、学位授与方針に従って、修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、修了認定が適切に実施されているか。

修士論文審査は、研究科委員会が大学院学生の指導教員及び大学院学生の属する領域教員から主査1人及び副査2人を決定し、その3人が論文審査に当たり、その論文の内容及び専門領域に関する最終試験（口頭試問）を行い、研究科委員会はこれらの結果を基に修士課程修了の可否判定を行っている。これらの手続きは、大学院研究科運営会議で議論を進め、組織として策定し、また、研究科便覧に掲載し学生に周知を図っている。

領域ごとに学位授与方針を踏まえた修士論文の審査手続きを定めており、これに沿って論文審査を行っている。学位論文に係る評価基準については、書面調査点では、一部の領域において明文化されていなかったが、平成27年12月に明文化され、ウェブサイトで公表、学生に周知が図られている。

これらのことから、学位授与方針に従って、学位論文に係る評価基準及び修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、適切な審査体制の下で、修了認定が適切に実施されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準5を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 学士課程において、象徴科目の「ヒューマンサービス論Ⅰ」「ヒューマンサービス論Ⅱ」をはじめとして、人間総合教育科目、連携実践教育科目、専門創造教育科目からなる体系的な教育課程を構築

し、大学の理念である「ヒューマンサービス」教育の実現に努めている。

- 保健福祉学部リハビリテーション学科作業療法学専攻は、世界作業療法士連盟（WFOT）の認定を受けており、卒業生は国際的教育水準をクリアした作業療法士として海外でも活躍することが可能となっている。
- 1年次の必修科目である「保健医療福祉論Ⅰ」において、4学科の学生がグループとなって学科合同の体験学習を行い、全学の教員が事前・事後の学習指導に当たり、保健・医療・福祉現場の連携や総合化の課題を利用者の側からも理解する機会としていること、また、4年次の必修科目である「ヒューマンサービス総合演習」において、4学科合同のグループ学習により事例検討を行い、その成果をプレゼンテーションする全学発表会までのプロセスを通して多職種協働の基礎力を養っていることは、特徴的な取組である。

【改善を要する点】

- 学士課程、大学院課程のいずれにおいても、成績評価の異議申立て制度が整備されていない。

基準6 学習成果

- 6-1 教育の目的や養成しようとする人材像に照らして、学生が身に付けるべき知識・技能・態度等について、学習成果が上がっていること。
- 6-2 卒業（修了）後の進路状況等から判断して、学習成果が上がっていること。

【評価結果】

基準6を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

- 6-1-① 各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付けるべき知識・技能・態度等について、単位修得、進級、卒業（修了）の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業（学位）論文等の内容・水準から判断して、学習成果が上がっているか。

平成18年度入学生（4期生）から平成22年度入学生（8期生）までの標準修業年限内卒業率は90.1%～95.5%、4期生から8期生までの「標準修業年限×1.5」年内卒業率は95.5～96.4%となっており、いずれも高い水準となっている。学生は各年次において必要な知識・技能・態度等を身に付けて進級し、卒業している。

受験資格を取得することができるすべての国家試験（看護師、管理栄養士、社会福祉士、理学療法士、作業療法士等）において、高い合格率を維持しており、当該大学の学生は卒業時には専門職として必要な知識を身に付けることができている。

卒業研究は、教員の個別指導の下で実施しており、各学科とも他学科を含む学生や教員に公開した卒業研究発表会を開催しているほか、卒業論文集を発刊している。学生は学位授与方針にかなう内容と水準の論文を提出し、卒業している。

大学院の平成19年度入学生（1期生）から平成23年度入学生（5期生）までの標準修業年限内修了率は82.6%～95.0%、1期生から5期生までの「標準修業年限×1.5」年内修了率は87.0～96.6%となっている。定員が少数であり、様々な事情を抱えた社会人学生が多くを占めることもあって、年度による変動が大きいですが、いずれも高い数値となっている。

大学院においては、提出された修士論文の内容及び水準については、修士論文の口頭試問や最終試験、各領域の審査及び研究科委員会における判定を通じて、大学院の学位授与方針にかなう内容と水準を保持している。

これらのことから、学習成果が上がっていると判断する。

- 6-1-② 学習の達成度や満足度に関する学生からの意見聴取の結果等から判断して、学習成果が上がっているか。

平成16年度から学生による授業評価をアンケートにより、原則として全科目を対象に実施している。調査結果から平成23年度前期から平成26年度前期の状況を見ると、5段階の評価尺度に対し学部全体の平均は、「自己評価を含む全般的評価」との設問については、「講義に関して」「演習・実験・実習に関して」のいずれについても4以上の良好な結果となっている。また、「今後の学習の手がかりをつかめた（講義）」、「講義の内容と関連させて理解することができた（演習・実験・実習）」、「課題は習得できた（演習・実験・実習）」との設問についても、每期4以上の高い評価を得ている。

大学院課程においては、学習や学生生活についての大学院学生との意見交換の機会を年に2回程度設け

ている。また、年度末に、授業評価を実施しており、満足を感じている旨の回答を得ている。

これらのことから、学習成果が上がっていると判断する。

6-2-① 就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績から判断して、学習成果が上がっているか。

平成22～26年度の学部の就職希望者の就職率は96.2～99.1%であり、文部科学省「平成25年度大学等卒業者の就職状況調査」における「大学」及び「うち国公立」の数値を上回る高い値となっている。

卒業生の多くは、医療機関、福祉施設、地方自治体（公立学校含む。）へ就職している。社会福祉学科と栄養学科では、民間企業への就職もみられる。なお、毎年度卒業時に行っているアンケートによれば、進路について「満足」又は「ほぼ満足」と回答している学生の割合は、卒業生の90%前後となっており、高い満足度が示されている。就職者の約3分の2は神奈川県内に就職しており、公立大学としての使命を十分に果たしているものといえる。

進学率は1.7%となっており、進学先は当該大学大学院等となっている。

大学院における平成22～26年度の修了生の就職率は66.7%から88.2%であり、主な就職先は地方自治体、総合病院等となっている。また、進学先は他大学大学院（博士後期課程）となっている。社会人学生の多くが職場に復帰しているが、それを含めて大学院の目的にかなう方面への就職や進学が達成されている。

これらのことから、学習成果が上がっていると判断する。

6-2-② 卒業（修了）生や、就職先等の関係者からの意見聴取の結果から判断して、学習成果が上がっているか。

平成27年3月に平成23年度卒業生（第6期生）を対象にアンケートを実施している。アンケート結果では、当該大学を卒業したことについて「満足している」「どちらかと言えば満足している」との回答が合わせて93.2%と高い満足度が示されている。また、「大学で身に付けることができたと思うこと」については、「多職種連携に関する意識」が最も高く、72.7%となっている。また、現在役に立っている能力では、「多職種連携を意識する力」が61.9%、「専門的知識・技術」が59.5%となっており、大学の教育理念・教育目標に沿った形で学習成果が受け止められている様子がうかがえる。

平成25年8月発行の『開学10周年記念誌』や大学パンフレットに寄せられた卒業生の意見でも、大学がミッションとするヒューマンサービスの考え方、基本理念とする保健・医療・福祉の連携と総合化に係る教育が、卒業後の現場での実践において重要なものと認識され高く評価するものが多く、また、少人数教育や現場を重視し実習に力を入れた教育課程を評価する意見もある。

卒業生の就職先からの意見については、平成27年3、4月に主な就職先である病院・施設等を対象にアンケートを実施している。アンケート結果では、卒業生を採用したことに「非常に満足している」が60.7%、「概ね満足している」が39.3%で、すべての就職先から「満足」との回答が得られている。また、採用時の卒業生の評価については、知識・能力等を「十分有している」「ある程度有している」の回答の合計で、「専門分野に関する知識」は96.6%、「幅広い教養と基礎学力」は98.3%、「協調性・コミュニケーション能力」は94.9%、「社会人としての常識・仕事への意欲」は95.0%等となっており、学習成果への評価も高くなっている。このほか、教員が就職先を訪問した際、あるいは実習その他の打ち合わせの際に聴取した卒業生に対する評価においても、高い結果が得られている。

これらのことから、学習成果が上がっていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準6を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 看護師、保健師、管理栄養士、社会福祉士、理学療法士、作業療法士等の国家試験において高い合格率を維持している。
- 就職者の約3分の2は神奈川県内に就職しており、公立大学としての使命を十分に果たしている。

基準7 施設・設備及び学生支援

- 7-1 教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備等が整備され、有効に活用されていること。
- 7-2 学生への履修指導が適切に行われていること。また、学習、課外活動、生活や就職、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が適切に行われていること。

【評価結果】

基準7を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 7-1-① 教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備が整備され、有効に活用されているか。
また、施設・設備における耐震化、バリアフリー化、安全・防犯面について、それぞれ配慮がなされているか。

大学の校地面積は37,822㎡、校舎等の施設面積は38,375㎡であり、大学設置基準に定められた必要校地・校舎面積以上が確保されている。

施設の特徴は、大学の基本理念である「保健・医療・福祉の連携と総合化」を具現化するキャンパスとして、同一敷地内に教育研究棟、管理図書館棟、講堂棟、厚生棟、体育館棟、エネルギーセンター棟を配置し、これら施設全体を覆う大屋根の下に交流プラザを設けている。そのほかにソフトボール場がある。

教育研究棟の中には、講義室30室、研究室94室、実験・実習室44室、演習室10室、LL教室2室、情報実習室2室が設けられており、それぞれに教育研究活動に必要な設備を備えている。また、附属図書館は、十分な規模及び内容で整備されており、学内に情報ネットワークも整備されている。

施設・設備は、大学設置基準のほか保健師助産師看護師学校養成所指定規則、管理栄養士学校指定規則、社会福祉士介護福祉士学校指定規則、理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則等が定める施設・設備に係る基準を満たしており、教育研究活動を展開する上で有効に活用されている。

授業以外で大学施設を利用する場合には、教職員は、施設・設備の運用に関する方針に基づき学内情報ネットワークにより自由に予約を行い、また、学生は、毎年度配布している学生便覧で利用方法等を確認の上、教務学生課を通じて予約することができる。

キャンパスは、(1)バリアフリー、(2)セーフティ、(3)グリーン、(4)エコロジーといった4つのコンセプトを基に整備されている。

バリアフリーに関しては、神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例が定める整備基準に適合した施設として整備しており、エレベーター、みんなのトイレの設置、段差の解消、その他の配慮により、障害者等を含めすべての人が安心して利用できる環境となっている。

セーフティに関しては、教育研究棟は震度6強を上回る地震動に対応した免震構造を、その他の棟は震度6強程度に対応した耐震構造を採用している。このように高度の耐震性を有していること等から、横須賀市の帰宅困難者一時滞在施設や神奈川県の横須賀三浦現地災害対策本部施設被災時の代替施設にも位置付けられている。

エコロジーに関しては、交流プラザを覆う大屋根に太陽光発電、風力発電、太陽熱給湯利用、トイレ洗浄水、屋外散水への雨水利用の設備を設置して、自然エネルギーを活用している。さらに、この大屋根は日射遮蔽による冷房エネルギーの低減、屋根の一部をオープンにすることで植栽への直接降雨等のエコロジー(省エネルギー)に効果的な機能も有している。また、神奈川県の自己適合宣言によるISO14000

に準拠した環境マネジメントシステムに全学で取り組んでおり、省エネルギー、廃棄物の削減、リサイクル率の向上を図っている。

また、安全管理・防犯面では、キャンパス内随所に外灯や防犯カメラを設置するとともに、委託事業者による24時間警備体制を敷いているなど、適切な対応を図っている。

施設及び施設に付随する設備の維持管理は、PFI契約に基づき長期的に良好な状態を維持することが担保されている。その他の設備については、計画的に更新を行うこと等により適切な維持管理に努めている。

これらのことから、教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備が整備され、有効に活用されており、また、耐震化、バリアフリー化、安全・防犯面への配慮がなされていると判断する。

7-1-② 教育研究活動を展開する上で必要なICT環境が整備され、有効に活用されているか。

学内LANを構築し、各講義室、演習室、実習室、研究室、事務室等に設置し、パソコン等の情報機器からインターネットに接続可能となっている。また、附属図書館4階と教育研究棟4階に無線LANの親機を設置している。

学生は、LL教室2室と情報実習室2室の194台、附属図書館の情報自習室の30台の計224台のパソコンで、オフィスソフト、統計分析ソフト、インターネット、電子メールを自由に使うことができる。

LL教室、情報実習室は8時30分から21時まで、附属図書館は9時から22時まで開放しており、学生は授業外の時間に活用できる。なお、附属図書館では、ノートパソコンの持ち込み利用者の増加に対応するため、平成26年度にPC対応閲覧席を84席から120席に拡張している。

学生は、履修登録や成績確認を学内のパソコンで行うことができる。電子メールアドレスは全学生に付与しており、学外からもインターネットを通じて電子メールを送受信することが可能である。休講の周知、呼出し等を行う電子掲示板機能も整備している。蔵書検索システムにより、学内及び他の図書館の蔵書検索等ができる。このほか、インターネットによるウェブページの閲覧やオフィスソフト、統計分析ソフトを利用したレポート作成や自主学習を行うことができる。

そのほか、情報ネットワークに導入した統計分析ソフトを用いた授業や、情報ネットワーク上のAV教材を用いた自主学習が行われている。また、クラウドやインターネット電話を活用したゼミナール活動や卒業論文研究が行われている。

教職員に対しては、各講義室等にパソコンが配備され、授業等で活用され、研究室にはパソコン1台と情報コンセント2か所が整備され、教育研究活動に必要な環境を整備している。幹部職員及び事務局職員には、神奈川県の情報ネットワーク用パソコン50台が整備されており、管理的業務のほか教育研究活動の支援に活用されている。

情報機器はリースにより整備し、定期的に最新のハードウェア、ソフトウェアに更新し、セキュリティにも留意している。また、情報システムに知識・経験のある常勤職員を担当として配置し、システム運用・保守を専門業者に委託をして要員を常駐させ、稼働監視、システム障害対応等を行っている。

学内情報システムの管理については、情報ネットワークシステム運営要綱により管理体制を明確にし、情報機器及びネットワーク運営要領で具体的な運用管理について定めているほか、情報システム改善、情報自習室及びLL教室の利用、ウェブサイトの管理・運営、学内Web運営については、それぞれガイドライン等の文書により運用方法を定めている。このほか、情報セキュリティ対策については、神奈川県情報セキュリティポリシーに従って行われている。

情報システムの利用方法や情報セキュリティについては、学生に対しては学生便覧に掲載するとともに

入学時のオリエンテーション、実習、卒業研究等の準備段階で説明を行っている。教職員に対しては新任時に個別に説明を行っている。

これらのことから、教育研究活動を展開する上で必要なICT環境が整備され、有効に活用されていると判断する。

7-1-③ 図書館が整備され、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されているか。

附属図書館の総面積は2,789 m²、所蔵資料は一部を除き、集密書庫を含めて自由開架方式を採用し、全体の93%を利用者が自由に閲覧できる。閲覧席は閲覧室に175席（うちPC対応閲覧席は120席）、情報自習室（パソコン設置）に30席を備えている。そのほか、OPAC・外部データベース専用端末6台を備えた検索コーナー、グループ単位で研究・学習が可能なグループ研究室3室、個人研究向けの個人ブース6室、視聴覚資料を視聴できる視聴覚コーナーを整備している。

蔵書数は平成26年度末現在、図書127,436冊、雑誌2,048タイトル、視聴覚資料2,418点を所蔵し、10種類のデータベースを提供している。また、国立国会図書館の図書館向けデジタル化資料送信サービスに対応している。図書、雑誌タイトル数では公立単科大学の所蔵資料数の平均を上回っている。平成26年度の受入数は図書1,615冊、学術雑誌707タイトルとなっている。そのほかオンラインジャーナルとして1,507タイトルを受け入れている。

図書の購入は、外国雑誌及びデータベースについては、各学科からの要望等を踏まえ図書館が作成した購入案を図書情報委員会で検討の上、購入を決定し、図書については、各学科の購入希望を購入方針に照らして調整の上、決定している。図書の購入予算は、神奈川県の財政の状況を反映して削減され、さらに、円安等を反映して外国雑誌等の価格が高騰しており、必要な予算の安定的確保が課題となっている。

寄贈図書資料は、図書館の受入方針に沿って受け入れている。蔵書構成をみると、専門分野を中心に、その周辺の教養科目にも配慮した収集となっている。

開館時間は、長期休業期間を除き、平日は9時から22時まで、土曜日は9時から17時までとなっているが、日曜日の開館も含め、開館期間の延長が望まれる。なお、平日9時から19時まで、及び土曜日の9時から17時まで一般利用者への開放も行っている。平成26年度の開館日数は285日、入館者数は82,924人であった。

館外貸出総冊数及び貸出冊数のうち学生の貸出冊数はいずれも公立単科大学平均を大きく上回っている。

附属図書館の利用方法については、学生・教職員に利用案内を配布しているほか、大学ウェブサイトでも周知を図っている。また、学生に対しては、入学時のオリエンテーションで説明を行うとともに、必修科目の「文献検索とクリティーク」の中で学習させている。そのほか、随時図書館ガイダンスを開催し、必要に応じた利用指導を行っている。

図書館長は副学長が兼務しており、専任の司書2人、非常勤の司書3人のほか、日々雇用職員の司書1人を配置している。また、夜間業務は委託しており、受託事業者が司書1人を配置している。

これらのことから、図書館が整備され、教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されていると判断する。

7-1-④ 自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されているか。

自主学習の場としては、教育研究棟にLL教室2室、情報実習室2室があり、合計194台のパソコンが

整備され、その他講義室・演習室も、講義等で利用する時間以外は8時30分から21時まで、ガイドラインに従って自由に利用できる。このほか、教育研究棟各階ラウンジには、情報コンセントとテーブル・いすが設置されており、自主学習に利用できる。

また、附属図書館には情報自習室、グループ研究室、個人ブースがあり、開館中は要領等に沿って自由に利用できる。このほか、閲覧席を自主学習に利用することが可能である。

これらの施設の利用実績や学生の満足度は把握していないが、平成26年12月から平成27年3月までの附属図書館のグループ研究室の利用状況は、220回（1日平均2.4回）となっている。

これらのことから、自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されていると判断する。

7-2-① 授業科目、専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。

各学科における授業科目や履修課程（コース）の選択については、新入生には入学式後に行われるオリエンテーションにおいて、2年次生から4年次生には新学期の始まりに合わせて学科ごとに行われるオリエンテーションにおいて、説明指導を行っている。

新入生オリエンテーションでは、教育課程及び履修等、履修登録方法について説明を行った後、学科ごとに履修課程（コース）や履修すべき授業科目について説明を行っている。

オリエンテーションでの説明後も履修登録期間中は、担当教員が学生からの相談に対応するとともに、確実に履修登録が行われているかのチェックも行っている。

この結果、履修登録の漏れや履修課程（コース）選択での誤解の発生といった事例は少なく、履修登録及び履修課程（コース）選択は円滑に行われている。

大学院においては、入学式直後の時期に、大学院全体及び4領域個々の2回の機会により、授業科目、専門、専攻の選択の際のガイダンスを行っている。また、大学院入学試験についての受験生向け説明会を毎年度6月に行っており、説明会の際も、大学院全体及び4領域に分かれて、授業科目、専門、専攻の選択の際のガイダンスを行っている。

なお、年に2回実施している大学院学生との意見交換会、年度末に実施している授業評価において、授業科目、専門、専攻の選択の際のガイダンスについての見解は良好なものとなっている。また、6月に実施している大学院受験生向けの説明会の際における参加者の反応も、この観点について良好なものとなっている。

これらのことから、授業科目等の選択の際のガイダンスが適切に実施されていると判断する。

7-2-② 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されており、学習相談、助言、支援が適切に行われているか。

また、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への学習支援を適切に行うことのできる状況にあり、必要に応じて学習支援が行われているか。

当該大学では、担任制を採用しており、各学科・各学年で1～3人の教員を配置し、教務委員会及び学生委員会を中心に学生に関する情報交換をしながら、履修上の相談や履修登録漏れがあった学生の対応、成績不振者の個別面談・助言等を行っている。また、ゼミナールの中でも、学習状況の把握や個々の学生からの相談に応じている。さらに、入学当初にチューター制を取り入れ、学科を横断した10人程度のグループを構成し、各グループに1人の教員が配置され、入学時の学習への不安等相談に応じている。

学生には入学時に電子メールアドレスが割り当てられ、必要に応じて学生、教職員の間で電子メールによる相談、助言を行うことが可能となっている。また、全教員にオフィスアワーが設定され、学生が自由に相談できる体制となっている。

授業等で任意にリアクションペーパーを学生に記載させることで、学生からの学習支援に関するニーズを汲み取っている。さらに、担任制、オフィスアワー等によっても、学生のニーズを汲み上げている。

留学生に対しては、国際協働専門部会が留学生向けオリエンテーションを開催し、在籍留学生・日本人学生・大学幹部職員等との交流会を開催するなど、留学生が大学の環境になじみやすいよう配慮している。

障害等のために支援が必要な学生が入学を希望する場合には、受験の前から面談等を行い、本人が必要とする支援を把握、対応している。支援の具体例としては、障害のある学生が利用しやすい机の配置、教室座席の配慮、字が大きい講義資料の用意、学外実習の受入先との事前調整等が挙げられる。

これらのことから、学習支援等が適切に行われていると判断する。

7-2-③ 通信教育を行う課程を置いている場合には、そのための学習支援、教育相談が適切に行われているか。

該当なし

7-2-④ 学生の部活動や自治会活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われているか。

平成26年10月現在、体育系15、文化系22のサークル(クラブ)が活動し、サークルには教員が顧問として参加することを義務付けている。

学生団体の活動支援のための施設としては、体育館棟にクラブ室が20室、エネルギーセンター棟に自治会が設けられているほか、学生は所定の手続きを行えば、講義室・演習室、講堂、体育館(アリーナ)、ソフトボール場、集会室その他の学内施設を、設備と併せてほぼ全面的に利用することができるようにしている。

また、大学がボランティアセンターを設置し、学生スタッフによりボランティア情報の提供、ボランティア相談、震災ボランティア活動の企画等の運営を行っている。

学生団体への経済的な支援としては、大学の施設設備の利用に係る費用を負担しているほか、大学の事業等への支援を行うことを目的に設置された「神奈川県立保健福祉大学を支援する会」(以下「大学を支援する会」という。)から支援を受けている。支援の対象は、クラブ活動、ボランティア活動、学生自治会、大学祭その他の学生活動であり、大学を支援する会から示された助成額総額の範囲で大学学生委員会が助成要望の取りまとめ調整を行っている。助成金の額は、その消化状況からみて学生ニーズに対応したものとなっている。

これらのことから、課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われていると判断する。

7-2-⑤ 生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されており、生活、健康、就職等進路、各種ハラスメント等に関する相談・助言体制が整備され、適切に行われているか。

また、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあり、必要に応じて生活支援等が行われているか。

学生の状況把握については、全学的に担任制の採用とチューター制を取り入れ、入学時の不安等相談に応じている。学生生活については各学科の学生委員や教務学生課に、進路支援については各学科の進路支援委員や教務学生課にも相談できるようにしている。必要に応じて学生、教職員の間で電子メールによる相談、助言を行うことが可能である。全教員にオフィスアワーが設定され、学生が自由に相談できる体制となっている。このほか、学生等が学長に対して直接相談できる「学長への意見・提案箱」制度も実施している。こうした体制の下で、生活支援に係る学生のニーズを把握し対応している。

健康管理については、医務室を設置し、常時担当職員が勤務して学生の健康相談、休養等に当たっており、緊急時の対応マニュアルも整備され、応急処理等も行っているほか、学校医（精神科、内科、耳鼻科、眼科）を配置している。定期健康診断は、毎年度4月に全学生を対象に実施し（平成26年度の受診率は97.8%）、結果は学生に知らせるとともに、健康障害が懸念される学生については医務室において個別に指導を行っている。このほか、学外実習に伴う諸検査も健康管理に活かしている。

心理面については、学生相談室で、2人のカウンセラーが交代で学生の相談を受け付け、また、医務室でも心の悩みにも対応している。さらに、毎年度2回、学生を対象としたメンタルヘルスに関する講習会を実施している。

進路支援については、各学科の進路担当教員で構成される進路支援委員会と教務学生課が中心となり、各学科教員による個別相談への対応、求人情報の提供、学科ごとの求人情報の提供、進路資料室における求人情報等の提供、参考図書の閲覧、附属図書館における参考図書の提供、進路ガイドブックの作成・配布、ガイダンス等を実施している。ガイダンス等の内容としては、3回にわたる進路ガイダンス、病院・施設就職説明会の開催、就職模擬試験、就職模擬面接の開催等であり、このほか公務員志望の学生向けの学内講座を開催している。また、大学祭や同窓会のイベントにおいて、学生が卒業生の経験を聞くこともできるようにしている。なお、各種イベント実施後にアンケートを行うとともに、毎年度卒業生に対しアンケートを実施し、学生ニーズや大学の進路支援への満足度等の把握に努めている。

ハラスメント防止については、ハラスメントの防止等に関する規程、ハラスメント防止等のための指針に基づき取り組んでいる。所管する学内委員会として、学外から弁護士も加えた人権・倫理委員会を設置し、企画課に相談窓口を設置するとともに、9人の相談員（教職員からなる学内相談員及び精神科医、弁護士、臨床心理士の学外相談員）による電子メール等による相談体制を敷き、助言・援助等を行っている。事案が発生した場合は、人権・倫理委員会は必要に応じて、事実関係調査のためにハラスメント調査委員会を設置できる体制を定めている。

ハラスメント防止の取組については、学内ポスター掲示、パンフレット配布等により周知を図り、さらに毎年度学生・大学院学生・教職員向けアンケートを実施し、結果概要を学内ウェブサイトで公表するなど、ハラスメントに対する意識等の確認、現状把握に努めている。また、学内相談員及び担任教員等向けと全教職員向けの研修会を年2回程度実施することにより、相談体制の強化を図るとともに教職員の意識啓発にも努めている。

これら生活、健康、就職等進路、ハラスメント等に係る相談体制等については、学生便覧に相談窓口等を掲載しているほか、新入生に対しては、入学式後のオリエンテーションで説明を行っている。

留学生に対しては、国際協働専門部会が留学生向けオリエンテーションを開催しているほか、在籍留学生・日本人学生・大学幹部職員等との交流会を開催するなど、留学生が当該大学の環境になじみやすいよう配慮している。

障害等のために支援が必要な学生が入学を希望する場合には、学習面での支援と同様に、受験の前から面談等を行い、本人が必要とする支援を把握し、入学した場合に備え対応をしている。

これらのことから、生活支援等が適切に行われていると判断する。

7-2-⑥ 学生に対する経済面の援助が適切に行われているか。

奨学金・修学資金等による経済的援助では、大学独自の制度はないが、日本学生支援機構奨学金をはじめ全学生を対象にした奨学金・修学資金を5種、看護学科対象を2種、社会福祉学科対象を2種、リハビリテーション学科対象を3種、学生に紹介して、各奨学金制度に推薦を行っている。

また、経済的理由により授業料等の納付が困難な場合には、授業料等の免除に関する取扱要綱及び「神奈川県立保健福祉大学の授業料等の免除に関する選考基準について」に基づき、授業料等の全額免除、半額免除の取扱いを行っている。減免の予算による対象者数の枠は設けていないため、ニーズには的確に対応している。

授業料等の減免や奨学金・修学資金については、学生便覧に案内を掲載しているほか、新入生オリエンテーションでも説明を行い、周知を図っている。

なお、大学は寄宿舎をもたないが、横須賀市と連携して実施している県立大学学生居住支援事業により、地域貢献活動の位置付けで、平成27年4月1日現在5人の学生が入居している。

これらのことから、学生に対する経済面の援助が適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準7を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 大学施設が、バリアフリー・セーフティ・グリーン・エコロジーの4つのコンセプトを基に建設され、高い耐震性能と高度のバリアフリー機能を有しており、PFI契約により適切な維持管理が行われている。

【改善を要する点】

- 図書購入予算の安定的確保が必要である。

基準 8 教育の内部質保証システム

- 8-1 教育の状況について点検・評価し、その結果に基づいて教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能していること。
- 8-2 教員、教育支援者及び教育補助者に対する研修等、教育の質の改善・向上を図るための取組が適切に行われ、機能していること。

【評価結果】

基準 8 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 8-1-① 教育の取組状況や大学の教育を通じて学生が身に付けた学習成果について自己点検・評価し、教育の質を保証するとともに、教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能しているか。

学則第 2 条に「本学における教育研究活動の状況について自ら点検及び評価を行う」ことを定め、平成 15 年度の開学時から自己評価委員会を置いている。自己評価委員会は、学長、副学長、事務局長、実践教育センター長、学部長、研究科長及び各学科から推薦された教員を構成員としており、副学長が委員長となっている。平成 22 年度から大学機関別認証評価結果を踏まえた実践行動計画の策定とそれに基づく自己点検・評価の体制を整えており、自己評価委員会は、実践行動計画の策定、これに基づく毎年度の取組結果（自己点検・評価結果）の取りまとめ及び公表、大学機関別認証評価の学内作業の企画・運営等を行っている。実践行動計画については、学内の対応する委員会、部署、学科等で毎年度取組を進めた上でその状況を自己点検・評価し、各年度の「実践行動計画取組み結果年度まとめ」を作成している。当該資料は、教授会に報告するとともに、大学及び設置団体幹部職員を構成員とする大学評議会、外部有識者を構成員とする大学懇談会に報告しているほか、大学ウェブサイトで公表している。

学部教育全般は、教務委員会が所管しており、教務委員会の下に実習センターの企画・調整を行う実習センター運営委員会及び時間割編成を担当する時間割編成ワーキンググループを置いている。また、教育課程の検討・改正・実施は、カリキュラム委員会が所管している。全学的な調整の場として学長補佐会議を設置し、議論等を踏まえて具体的な調整業務を学部長等が行っている。

大学院の自己点検・評価の体制は学部と同様である。大学院教育全般は、研究科運営会議が所管し、大学院の研究・教育活動の状況を踏まえた取組を進めている。

学部及び大学院の教育活動や学習成果に関するデータは、主に教務学生課が収集・保管し、必要に応じて各学科等に提供している。学習成果を評価する指標の一つである国家試験の結果及び就職状況等は、教務学生課が各学科から情報を収集し、資料を作成の上、大学幹部職員を構成員とする学長補佐会議と全学教授会に報告するほか、大学評議会、大学懇談会にも報告している。

これらのことから、教育の取組状況や学生が身に付けた学習成果について自己点検・評価し、教育の質を保証するとともに、教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能していると判断する。

- 8-1-② 大学の構成員（学生及び教職員）の意見の聴取が行われており、教育の質の改善・向上に向けて具体的なかつ継続的に適切な形で活かされているか。

平成 16 年度から学生による授業評価を、原則として全科目について実施しており、平成 26 年度の実施率は、前期 85.8%、後期 75.0%であった。授業評価は、各授業の最終回終了後に、授業担当教員が学生に

アンケート用紙を配布し、学生が回収する方法により実施している。アンケートには自由記載欄を設け、授業担当教員は、アンケートの集計結果と併せて確認し、授業にフィードバックしている。アンケート結果は、半期ごとに冊子に取りまとめ、附属図書館に配架しているほか、学内ウェブサイトで学生及び教職員に対し公表している。アンケート結果は、授業担当教員が自ら授業の改善に活用するほか、各学科でFD等を通じて教育の質の改善・向上に活かしている。

リアクションペーパーを、非常勤講師を含め全学で利用しており、学生からの意見、質問に対し教員が回答するとともに、配布資料や指導方法の改善等に学生の意見を反映している。各回の授業で学生の学習状況を把握し、次回の授業で指導することで、個別の学生の状況に応じた指導を行っている。

また、教員ごとにオフィスアワーの公開、クラス担任、クラブ活動顧問、学生委員等を通じて学生が意見を伝えることができる機会を設けている。

教員は、教授会をはじめ各種の学内委員会や学科会議等で意見を述べる機会が設けられている。学内委員会等では、職員も陪席し意見を述べるができる。教職員の意見は、こうした学内会議等を通じて日常的に聴取しており、教育改善に活かされている。

また、各学科では、臨地実習担当教員全員が参集するワーキンググループによる会議を実施し、各臨地実習における課題解決や質の向上を図るなどの取組も行っている。

平成25年度から「学長への意見・提案箱」を学内に設置しており、大学の構成員のみならず来訪者を含め、誰でも学長に直接、意見・提案を伝えることができる仕組みで、学生、教職員、来訪者から様々な提案が寄せられ、大学運営の改善等に活かされている。

大学院には、年度末に毎年度行っている授業評価と年に2回実施している大学院学生との意見交換会を通じて、学生と教員双方が1年間の授業の内容及び学習成果について振り返る機会を設けている。学生による授業評価の結果は研究科委員会で報告され、授業内容や学習成果について振り返り、教育の質を保証するとともに、教育の質の改善・向上を図るために活用している。

これらのことから、大学の構成員の意見の聴取が行われており、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされていると判断する。

8-1-③ 学外関係者の意見が、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

各学科で、臨地実習前に実習施設との打ち合わせ会議と実習後の反省会を行っている。また、実習での学びを学生が発表する実習報告会には、実習施設の担当者も招いている。これらの際に、実習や学内での講義・演習に関する意見を聴取し、各科目の実習・講義内容の改善や、実習センター等の活動に反映し、日頃の実習においても、スーパーバイザーを担当する実習先の職員に学生の実習状況について評価をしてもらい、その結果を教員の学生指導にフィードバックする（例えば、技術の不足が指摘された箇所を重点的に指導する。）など、学外者の意見を踏まえて教育の改善を図っている。

また、実習施設には卒業生も多く就職しているため、卒業生の働きぶりに対する評価とともに当該大学の教育への意見を聴取している。このほか、卒業生の就職先には、訪問等の機会あるごとに教員が卒業生の働きぶりや当該大学の教育への意見を聴取するよう努めている。平成27年4月には、卒業生の主な就職先である病院・施設等を対象にアンケートを実施し、当該大学の教育への意見を把握している。

平成24年度の開学10周年記念行事の際に卒業生を招いて意見交換会を開催し、そこで得た卒業生の意見を、将来構想の検討や新たな実践行動計画の策定に活かしている。

大学祭における各学科の交流会等で卒業生から意見を聴取していたが、平成25年11月に全学の同窓会が設立され、大学と卒業生との交流・意見交換を全学的に行う環境を整えている。

毎年度、卒業生に対し進路支援に関するアンケートを実施しており、その中で、各分野専門職の卒業生の経験談を聞きたいとのニーズが把握できたことから、平成26年度には、学生向け就職ガイダンスにおいて、卒業生ブースを設けている。

平成27年3月には、卒後一定期間を経た卒業生に対するアンケートを実施し、その結果を教育の質の向上に活かすことにしている。

なお、広く神奈川県民等の意見を大学運営に反映するため、学外有識者を構成員とする大学懇談会を設置し、毎年度、大学の運営状況を報告するとともに意見を聴取し、大学運営の改善に活かしている。さらに、大学の教育研究活動等を支援する組織である大学を支援する会からも、総会及び役員会において大学運営についての意見を聴取している。

これらのことから、学外関係者の意見が教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされていると判断する。

8-2-① ファカルティ・ディベロップメントが適切に実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。

F Dは学内F D委員会が、F D活動の企画・実施・評価を行い、全体の把握を行っている。

平成21～23年度全学F D委員会は、教育の質の向上に向けた講演会、授業見学と意見交換会等を行い、教育における現場での実習指導も重要であるとして、「実習における現状と課題」に関するパネルディスカッション等を行っている。平成24～26年度は各学科のF D活動を学科ごとの特性に応じて企画を行い、F D研修の企画の中には、教員のニーズを反映したものを取り上げている。また、大学のミッション等について学長講演を毎年度定期的に行っている。

各委員会によるF D活動としては、人権・倫理委員会主催F D活動では、大学におけるハラスメントの防止に関する研修会を年に1～2回実施し（平成26年度：2回実施、計55人参加）、研究倫理審査委員会主催F D活動では、研究倫理審査に関する講習会を年に2回程度実施している（平成26年度：3回実施、計78人参加）。

さらに、F Dマップ（国立教育政策研究所 F D e r 研究会編、2009）を参考にしてF D活動の組織的、体系的な取組を図っている。F D研修会の企画・内容は教職員に電子メールで情報発信し、F D研修参加への関心を高める工夫をしている。

大学院では、学部主催のF D活動とは別に、大学院独自のF D活動を実施している（平成26年度：1回実施、31人参加）。社会人の大学院学生を多く受け入れていることから、当該大学の特徴に応じる形でF D活動のテーマを選ぶことが多くなっている。

これらのことから、F D活動が、適切に実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いていると判断する。

8-2-② 教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われているか。

大学院学生の多くは社会人であり、T Aのシステムはなく、当該大学における教育支援者・教育補助者は、主として非常勤講師・非常勤助手及び学外実習施設等における指導者等となっている。教育支援者や教育補助者に対しては、学生による授業評価の報告書を教務委員会が配布し、教育活動の質の向上のための資料として活用している。また、毎年度全教職員を対象に開催している「情報システム教職員向け説明会」には、教育補助者・教育支援者にも参加を呼びかけている。

学科ごとに、学内演習の教育支援者向け研修の実施、非常勤講師と常勤講師の懇談会の開催、学外実習の教育支援者向け事前研修・講習会、実習指導者養成研修の開催、実習指導者会議での教育方針等の確認や勉強会の開催、実習初期の担当教員からの指導、実習報告会での常勤教員との意見交換会の開催等の取組を実施しており、教育支援者・教育補助者の質の向上を図っている。

これらのことから、教育支援者や教育補助者に対し、その資質の向上を図るための取組が適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準8を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 全授業でリアクションペーパーが利用され、日常的に学生の意見が把握できる状況にあり、授業の改善等に活かされている。

基準9 財務基盤及び管理運営

- 9-1 適切かつ安定した財務基盤を有し、収支に係る計画等が適切に策定・履行され、また、財務に係る監査等が適正に実施されていること。
- 9-2 管理運営体制及び事務組織が適切に整備され、機能していること。
- 9-3 大学の活動の総合的な状況に関する自己点検・評価が実施されているとともに、継続的に改善するための体制が整備され、機能していること。

【評価結果】

基準9を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

9-1-① 大学の目的に沿った教育研究活動を適切かつ安定して展開できる資産を有しているか。また、債務が過大ではないか。

神奈川県を設置者とする公立大学であり、当該大学の教育研究活動を適切かつ安定して展開するために必要な校舎、設備、図書等の資産を固有財産として有している。また、校地については県が横須賀市と使用貸借契約を締結し、無償で借り受けており、当該大学としての債務は存在しない。

これらのことから、教育研究活動を適切かつ安定して展開するための資産を有しており、債務が過大ではないと判断する。

9-1-② 大学の目的に沿った教育研究活動を適切かつ安定して展開するための、経常的収入が継続的に確保されているか。

当該大学では、授業料等の学生納付金、その他の収入を確保するとともに、神奈川県一般会計の歳入歳出予算に計上され、経常的収入を確保している。

これらのことから、教育研究活動を適切かつ安定して展開するための経常的収入が継続的に確保されていると判断する。

9-1-③ 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、収支に係る計画等が適切に策定され、関係者に明示されているか。

当該大学は、神奈川県を設置者とする公立大学であり、毎年度の神奈川県一般会計の歳入歳出予算については、神奈川県議会において審議・議決を経て確定した後、地方自治法等関係法令に基づき県民に公表している。

このことから、収支に係る計画等が適切に策定され、関係者に明示されていると判断する。

9-1-④ 収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。

当該大学は、神奈川県を設置者とする公立大学であるため、神奈川県一般会計の歳入歳出予算により措置がなされ、当該予算内で執行しており、収入と支出は均衡している。

このことから、収支の状況において、支出超過となっていないと判断する。

9-1-⑤ 大学の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む。）に対し、適切な資源配分がなされているか。

当該大学の予算配分に当たっては、神奈川県の予算編成方針に従って予算を策定している。

さらに、大学運営費は学長が、実践教育センター運営費はセンター長が配分案を決定している。

これらのことから、教育研究活動に対し、適切な資源配分がなされていると判断する。

9-1-⑥ 財務諸表等が適切に作成され、また、財務に係る監査等が適正に実施されているか。

当該大学は、神奈川県を設置者とする公立大学であるため、大学単独での財務諸表は作成していない。なお、当該大学の収支を含む神奈川県の歳入歳出予算及び決算書は、地方自治法等関係法令に基づき、神奈川県議会の議を経て認定されている。

財務に関する会計監査については、地方自治法及び神奈川県財務規則等に基づき、監査委員による定期監査、包括外部監査、会計事務検査が行われている。

監査委員による定期監査については、地方自治法に基づき、毎年度、神奈川県の監査委員により行われ、指摘事項等があった場合には、これに対する措置状況も含めて県民に公表されている。

公認会計士等による包括外部監査については、地方自治法に基づいて行われ、その指摘事項等は、措置状況も含めて公表される。

会計事務検査については、神奈川県財務規則に基づいて、毎年度会計管理者により実施されている。

これらのことから、財務に係る監査等が適正に実施されていると判断する。

9-2-① 管理運営のための組織及び事務組織が、適切な規模と機能を持っているか。また、危機管理等に係る体制が整備されているか。

管理運営の組織には、評議会、教授会、研究科委員会、学内委員会等各種委員会、学長補佐会議等がある。評議会は、学長等の大学幹部職員、大学を所管する副知事等の神奈川県の幹部職員を構成員とし、教育公務員特例法に規定する事項のほか、大学運営に関する重要事項を審議する。学長補佐会議は、学長、副学長、学部長、研究科長、事務局長等の大学幹部職員で構成され、大学運営に係る重要事項について、意思統一を図るとともに、大学としての方向性を議論し、学長を補佐している。

事務組織は、事務局長の下に総務課、教務学生課、企画課の3課体制で、専任の事務職員19人、臨時的任用職員1人、非常勤職員11人、さらに適宜、日々雇用職員を配置している。職員は効率的に配置されているが、大学の教育研究・地域貢献活動を一層強化するためには、事務体制の強化が今後の課題となっている。

震災、火災、テロ、重篤な感染症等の発生等の危機管理については、危機管理規程を定め、学長を責任者とする危機管理体制を明確に定めている。また、新型インフルエンザ等の感染症の発生に備え、別に感染症対策要綱を定め、体制を明示している。

これらの規程、要綱等に基づき、「新型インフルエンザ対応マニュアル」「学内の実習・実験・演習における事故防止・対応マニュアル」「地震・津波・火災 簡易対応マニュアル（学生用）」「暴風警報発令時等の対応について」等で具体的対応方法を明確にしている。また、「消防計画（防火・防災管理規程）」や施設管理を行う事業者による災害対策要綱が定められている。

緊急連絡網や緊急配備は、施設管理を行う事業者の緊急連絡網、教職員の勤務時間外・休日緊急連絡系統図、自然災害等配備基準、緊急職員参集名簿等を整備し、体制を明示している。

これらの体制を踏まえ、毎年度、防災訓練及び緊急職員参集訓練を実施している。

職員の不祥事・事故防止について、毎年度、教員向けにはFD、事務局職員向けには不祥事防止研修を開催し、さらに、全教職員に自己点検を促して注意喚起、意識の徹底を図っている。

科学研究費助成事業等の研究費については、文部科学省のガイドラインに基づく学内規程を定め、不正防止に努めるとともに、研究費の執行は神奈川県財務規則に則した手続きを行って、執行管理を行っている。

これらのことから、管理運営のための組織及び事務組織が適切な規模と機能を持っており、また、危機管理等に係る体制が整備されていると判断する。

9-2-2② 大学の構成員（教職員及び学生）、その他学外関係者の管理運営に関する意見やニーズが把握され、適切な形で管理運営に反映されているか。

教員は、教授会をはじめ各種委員会、各学科会議、その他の場を通じて、大学の管理運営に対する意見を述べる機会を提供されている。

事務職員は、教授会をはじめとする各種委員会等の事務局を担当し、委員との話し合いを通じて、適正な事務手続に係る意見を述べているほか、日常の業務を通じて意見を述べる機会を設けている。

学生は日常的には担当教員を通じて意見を述べるほか、学生自治会、学長への手紙等を通じて大学の管理運営に対し、意見・要望を寄せることができる。卒業生は、教員に意見を寄せることが多いが、同窓会を通じて意見を述べるができる。

学外関係者とは、大学及び神奈川県の幹部職員からなる大学評議会、神奈川県内の保健医療福祉関係者や有識者等からなる大学懇談会、横須賀市長等幹部職員との懇談会、大学の基本理念に賛同する個人・団体からなる大学を支援する会等を毎年度定期的に開催し、意見交換を行っている。また、大学祭やオープンキャンパス、公開講座等を通じてのアンケート等で、大学に関する様々なニーズを入手する機会としている。

大学の構成員及び来学者が、直接、学長に意見を提出する仕組みである「学長への意見・提案箱」を平成25年度から導入しており、管理運営に関する意見も寄せられている。このほか、ハラスメントに関しては、毎年度、大学の全構成員を対象とするアンケートを実施し、積極的に意見を把握している。

これらの仕組みを通じて把握した管理運営に関する意見は、検討調整し、管理運営に反映している。

これらのことから、大学の構成員、その他学外関係者の管理運営に関する意見やニーズが把握され、適切な形で管理運営に反映されていると判断する。

9-2-2③ 監事が置かれている場合には、監事が適切な役割を果たしているか。

該当なし

9-2-2④ 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか。

事務職員は、神奈川県の職員キャリア開発支援センターが主催する階層別研修（階層に応じた職員の能力開発研修）への参加が義務付けられ、また、管理職職員等を対象とした危機管理研修、事故防止研修、人権研修等に該当の職員は参加し、職員の資質の向上に努めている。

一般の行政事務とは異なる特性を有する大学の管理運営を、適切かつ効率的に遂行をしていくため、○

J Tを重視し、学内での集合研修、学外での各種研修会等も活用して、職員育成に努めている。学内での集合研修については、研修担当職員を置き、研修計画の調整に当たっている。

大学入試センターや公立大学協会等の主催する会議には、学長、副学長、事務局長のほか担当職員が出席し、管理運営に係る情報収集や知識のブラッシュアップを図っている。また、全教職員向けに、地方公務員としての教員の倫理・サービスをテーマとしたFDを開催している。

当該大学では、常勤職員が神奈川県の他の部署との定期的な人事異動を経てキャリアアップする仕組みとなっているため、幅広い行政経験を有する職員を配置することができるが、大学職員として十分な経験と専門的知識を有する人材の確保に課題があり、事務職員等を対象としたSD（スタッフ・ディベロップメント）の充実、専門的知識・経験を有する人材を配置するための人事方策が求められている。

これらのことから、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われていると判断する。

9-3-① 大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われているか。

学則に自己評価を定め、平成15年度の開学当初から学長、副学長、学部長、大学院研究科長等を構成員とし、副学長を委員長とする自己評価委員会を設置して、自己点検・評価の体制を整えている。平成18年度には、平成15～17年度の大学の活動状況についての自己点検・評価を行い、平成19年度には、平成20年度の大学機関別認証評価に向けた自己点検・評価報告書を作成した。その後は、平成20年度の大学機関別認証評価の結果を踏まえた実践行動計画の策定に取り組み、平成22年度からは3年間を取組期間とする実践行動計画を指針として、毎年度の取組を自己点検・評価し、年度ごとの取組結果として取りまとめる形で、自己点検・評価を進めてきており、これらをまとめて、平成27年度の大学機関別認証評価に向けた自己評価書を作成している。

各学内委員会等では自己点検・評価に当たって、必要な教育活動の実態を示すデータや資料として、シラバス、講義の時間割、定期試験日程、授業評価報告書、履修状況、各学生の成績資料等を活用し、これらは教務学生課が収集、蓄積している。このほか、毎年度の入学者選抜状況、卒業生の進路状況、国家試験合格状況等のデータに基づく分析を行っている。

これらのことから、大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われていると判断する。

9-3-② 大学の活動の状況について、外部者（当該大学の教職員以外の者）による評価が行われているか。

外部者による評価は、平成20年度に大学評価・学位授与機構による大学機関別認証評価を受け、「神奈川県立保健福祉大学は、大学評価・学位授与機構が定める大学評価基準を満たしている。」との評価を得ている。

当該大学は神奈川県の組織に位置付けられており、毎年度、神奈川県の監査委員から事務事業等や予算執行状況、財産管理状況等について監査を受けている。平成21年度には包括外部監査の対象施設として、事務処理について包括外部監査人から監査を受けている。

これらの監査結果で指摘事項や意見がある場合は神奈川県のウェブサイト等で公表され、対応状況の報告も求められている。さらに、大学の活動が神奈川県議会の審議で取りあげられる場合もある。

このほか、大学幹部職員及び設置者である神奈川県の幹部職員を構成員とする大学評議会、外部有識者を構成員とする大学懇談会において、大学の活動状況を報告し、意見を聴取する形で評価を受けている。

また、リハビリテーション学科作業療法学専攻は、世界作業療法士連盟（WFOT）の認定を受けている。

これらのことから、大学の活動の状況について、外部者による評価が行われていると判断する。

9-3-3③ 評価結果がフィードバックされ、改善のための取組が行われているか。

自己点検・評価の取りまとめから公表に至る作業の中で、評価結果は繰り返し教員にフィードバックされ、改善のための取組に活かしている。

各学科は、授業科目の配置年次等の決定に当たって授業評価の結果を活用し、教育課程の見直しや授業内容の改善を行っている。

平成 27 年度の大学機関別認証評価に向けた取組においては、自己評価書の作成の過程の中で表面化した課題をフィードバックし、改善に活かしている。

実践行動計画は、平成 27 年度大学機関別認証評価結果及び平成 25～27 年度の取組結果等を踏まえ、平成 28 年度に改定することとしている。このように、計画の策定・実行・点検・改定といった流れの中で PDCA サイクルが機能するように努めている。

平成 20 年度大学機関別認証評価において、「改善を要する点」として指摘された事項は、実践行動計画の中で、継続的に改善の取組を進めている。編入学については、入学定員充足率が低いことが課題であったため、受験者のニーズ等を踏まえて見直しを行い、平成 27 年度の募集から、社会福祉学科及びリハビリテーション学科理学療法学専攻の 3 年次編入学と同学科作業療法学専攻の 2 年次編入学を廃止している。また、看護学科の 3 年次編入学については、特別選抜の在り方等と併せ、定員、試験の方法、試験の周知の在り方等を全学的視点で総合的に検討している。

これらのことから、評価結果がフィードバックされ、改善のための取組が行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 9 を満たしている。」と判断する。

基準 10 教育情報等の公表

10-1 大学の教育研究活動等についての情報が、適切に公表されることにより、説明責任が果たされていること。

【評価結果】

基準 10 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

10-1-① 大学の目的（学士課程であれば学部、学科又は課程等ごと、大学院課程であれば研究科又は専攻等ごとを含む。）が、適切に公表されるとともに、構成員（教職員及び学生）に周知されているか。

大学の目的、基本理念、教育理念・教育目標は、大学案内や大学ウェブサイトに掲載し、周知を図っているほか、学内向けには、これを掲載した学生便覧を全学生（大学院学生を含む。）、教職員に配布し周知を図っている。

このほか、入学式、卒業式をはじめとする学内の行事における学長等の講話の中で、大学の目的、基本理念を取り上げ、学生が日常的に意識するよう努めている。

教職員に対しては、毎年度4月に全教職員を対象に、学長が講師となって大学の基本理念に係るFDを開催し、教職員の意識を高めるよう努めている。

これらのことから、大学の目的が、適切に公表されるとともに、構成員に周知されていると判断する。

10-1-② 入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針が適切に公表、周知されているか。

学部の入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針の在り方を包括的に見直し、平成27年3月に、それぞれを改定あるいは新たな文書化を図り、大学ウェブサイトに掲載しているほか、学生便覧等に掲載し、周知を図っている。

入学者受入方針については、大学ウェブサイトのほか、大学のパンフレットに学部の教育理念、教育目標と併せて記載し、理念である豊かな人間性と倫理性を基盤に保健・医療・福祉に関する高度で専門的な知識と技術を持ち、深い洞察力と共感によって人・生活・社会のニーズを感じ取り、的確に対応するヒューマンサービスが実践できる学生を受け入れることを明示している。

大学パンフレットは、例年、神奈川県内を中心に16,000部程配布しており、学外者に対して当該大学の入学者受入方針を示している。また、入学者受入方針は、神奈川県内の高等学校の進路担当教員を対象とした入試説明会、高校生向け説明会、オープンキャンパス、大学祭開催日の入試説明会等においても周知が図られている。

大学院においても、平成27年4月に入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針の新たな文書化を図り、大学ウェブサイトに掲載しているほか、今後、研究科便覧等に掲載することになっている。入学者受入方針については、大学院の教育理念、教育目標、教育課程と併せて大学パンフレットに記載されている。さらに、年1回（6月中旬）開催している大学院説明会において、入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針等について説明を行っている。

これらのことから、入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針が適切に公表、周知されていると判断する。

10-1-③ 教育研究活動等についての情報（学校教育法施行規則第172条の2に規定される事項を含む。）が公表されているか。

学校教育法施行規則第172条の2に規定される事項については、大学ウェブサイト「教育情報の公表」として掲載し、公表しているが、一部に未公表の部分があり、早急な改善が望まれる。教育職員免許法施行規則第22条の6による教員の養成の状況に係る情報の公表については、一部分を除いて公表されておらず、早急な改善が望まれる。このほか、教育研究活動についての情報は、大学ウェブサイト上に大学機関別認証評価に向けて作成した自己評価書等を掲載して公表しているほか、将来構想及び、教育研究及び地域貢献活動を具体的に進めていくため策定した実践行動計画に基づいて、毎年度、計画の取組結果や課題等について自己点検・評価を行い、「実践行動計画取組み結果年度まとめ」として公表している。

財務諸表の公表については、行政運営の透明化を図り、コスト意識を持った計画的な行政運営を進める神奈川県政に歩調を合わせて、平成25年度から「会計の見える化」に取り組んでいる。この中の「県民利用施設の見える化」の取組として、当該大学の各施設の目的、施設概要、財産価格（土地、建物）、利用状況・収支状況・利用者一人当たりのコスト等を示した情報を公表している。

また、大学ウェブサイト上に教員紹介とともに、その教員の教育研究活動等について公表を行っている。具体的には「所属」「略歴」「専門等」「研究等」という4つの項目により公表している。その他全学的に行っている研究活動についても大学ウェブサイト上で公表している。なお、平成26年度からは、大学ポータルに参加し、任意公表項目を含め積極的に教育情報の公表に対応している。

これらのことから、教育研究活動等についての情報がおおむね適切に公表されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準10を満たしている。」と判断する。

< 参 考 >

i 現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）

1 現況

(1) 大学名 神奈川県立保健福祉大学

(2) 所在地 神奈川県横須賀市

(3) 学部等の構成

学部：保健福祉学部

研究科：保健福祉学研究科

附置機関：実践教育センター

関連施設：附属図書館、地域貢献研究センター

(4) 学生数及び教員数（平成27年5月1日現在）

学生数：学部 958 人，大学院 57 人

専任教員数：100 人

2 特徴

【県政策における位置づけ】

神奈川県では、平成9年に「かながわ新総合計画21」を策定した。その中で「保健・医療・福祉を担う人材の確保」の主要政策として「保健・医療・福祉人材養成の新拠点整備」、21世紀を展望した重点プロジェクトの一つとして「保健・医療・福祉の人材づくり」を位置づけ、保健・医療・福祉の総合的人材を養成する新たな拠点づくりのため、県立保健福祉大学の整備に取り組むことが決まった。

平成19年の「神奈川力構想」では、県内の保健・医療・福祉人材の養成の充実及び現任者教育の充実と専門性の向上が主要施策として掲げられ、その拠点として本学が位置づけられた。

平成24年度には「いのち輝くマグネット神奈川」の実現を目指して、「かながわグランドデザイン」が策定され、医食農同源などの取り組みについて、本学がその一翼を担うこととなった。

【沿革】

本学は、平成15年4月に開学した。開学にあたり、4年制大学としての保健福祉学部に加え、附置機関として実践教育センターを設置した。大学の基本理念のひとつである「生涯にわたる継続教育の重視」を具体化する現任教育機関として、保健・医療・福祉の分野で既に活躍している様々な職種の方々の一層のレベルアップを図っている。

平成19年4月には、保健・医療・福祉にかかわる広い理解を持って、それぞれの分野と連携・協力をめざすことのできる高度専門職業人を育成することを目標に大学院（修士課程）を開設した。

平成24年1月には、開学10周年を迎えるに当たり、改めて、本学の3つの基本理念（①保健・医療・福祉の連携と総合化②生涯にわたる継続教育の重視③地域社会への貢献）を再確認するとともに、今後の10年で取り組むべき課題を明らかにした「将来構想」を策定した。

平成25年11月には、地域貢献及び地域が抱える保健・医療・福祉の今日的課題に対応した研究等を一層促進し、地域の発展に寄与することを目的として、地域貢献研究センターを設置した。

【本学の特徴】

① 「ヒューマンサービス論」の開設

本学では、基本理念である「保健・医療・福祉の連携と総合化」「ヒューマンサービス」を実践するために必要な幅広い知識や、豊かな教養を身につける必要性について学生一人ひとりが深く理解し、本学で様々な科目を学ぶ意欲を育むことをめざしている。

そのため本学の理念を反映させた象徴科目として「ヒューマンサービス論Ⅰ」を1年次、さらに4年次に「ヒューマンサービス論Ⅱ」・「ヒューマンサービス総合演習」を必修科目として設置し、専門領域の壁を越えて、全学の学生が共に学び議論する授業形態で、ヒューマンサービスへの理解を深めている。

また、21年9月にヒューマンサービス研究会を立ち上げ、定期的に研究集会を開催し、紀要「ヒューマンサービス研究」を発行している。

② 連携実践教育科目の開設

「保健・医療・福祉の連携と総合化」を実現するためには、専門分野だけでなく、他分野の各専門職の役割・現状・課題について把握してはならない。そこで「健康論」など、連携実践教育科目を開設している。

③ 病院や社会福祉施設など現場での学習・体験の重視

保健・医療・福祉の様々な場面における実践や、利用者の状況を理解する実習を多く取り入れている。

④ 現任教育機関「実践教育センター」の設置

すでに保健・医療・福祉の各分野で活躍されている様々な職種の方より一層のレベルアップを図るため、指導・管理者養成、高度専門等の各教育研修を実施し、地域が抱える課題解決をテーマとした実践研究に取り組んでいる。

ii 目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）

1 本学の基本理念及び教育目標について

本学の目的は、学則では「保健、医療及び福祉の各領域に関わる幅広い知識と専門的な技術に基づき、豊かな人間性を兼ね備えたヒューマンサービスを実践できる人材の育成と現任者への継続教育、さらには大学の知的資源の積極的開放を通して、県民と地域社会の保健、医療及び福祉の向上に寄与すること」（学則第1条）、大学院学則で「保健福祉学の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる保健・医療・福祉の職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、もって県民と地域社会の保健、医療及び福祉の向上に寄与すること」（大学院学則第1条）と定めている。

本学は、ヒューマンサービスを実践できる人材の育成をミッションとし、次の3つの基本理念を掲げている。

（1） 保健・医療・福祉の連携と総合化

高い倫理観、多様性を認め合える寛容の精神、人権意識を根底に持ち、深い洞察力、鋭い感性を備えてヒューマンサービスを実践できる人材を育成する。また、保健・医療・福祉の各領域に関わる幅広い知識・技術が修得できる教育を行い、専門分化された縦割りの人材育成ではなく、総合的な幅広い知識と技術を身に付けた、トータルなサービスのできる人材の育成を目指す。さらに、医療、看護、介護技術の進歩に対応できるしっかりとした基礎教育を身に付けるとともに、新たな知識を活用し、応用し、地域社会の発展はもとより国際的にも貢献する高い資質を持つ有為の人材を育成する。

（2） 生涯にわたる継続教育の重視

医療技術の高度化・専門化、保健・医療・福祉サービスの連携・総合化が求められる中で、専門性の向上のみならず関連領域に関する幅広い知識・技術の修得などに関するニーズの高まりとともに、時代の変化に応じた継続教育はますます必要になってきている。こうした在職者等のニーズにも応え、保健・医療・福祉を担う人材の資質の向上と充実を図るため、専門職としての基礎教育のうえに、医療技術等の高度化・専門化や在宅医療や在宅介護など多様なニーズに対応できる在職者を育成するための継続教育を行う。

（3） 地域社会への貢献

常に社会環境の変化や新たなニーズに対応して、保健・医療・福祉サービスの向上を目指す実践的な研究を行うとともに、地域に根ざして教育的資源を有効に活用し、市民参画のもとコミュニティ形成の一翼を担う開かれた大学を目指す。

2 「神奈川県立保健福祉大学将来構想」について

本学は、平成24年度に開学10周年を迎えるに当たり、改めて3つの基本理念を再確認し、今後の取り組むべき課題を整理して、重点的な取組を掲げた今後の10年間の「神奈川県立保健福祉大学将来構想」を策定した。

（1） 教育について

県民が生きがいをもって健やかな人生を送ることが出来る社会づくりを目指して、高い倫理観と多様性を認め合う寛容の精神、コミュニケーション能力と総合的で幅広い教養を身につけ、ヒューマンサービスを実践する人間性豊かな専門人材を養成し、危機対応能力を持ち、自ら考え自らの意思で行動し、地域の保健医療福祉のリーダーとしての資質を備えた人材の育成を目指す。生涯学習社会における主体的学習者の形成を目指し、卒業後の継続教育を大切にす。今後10年間で本学の卒業生は社会の中堅として活躍することが予測される一方、専門性の更なる向上のための学習ニーズが一層高まり、実践教育センターが益々重要な役割を果たすことが求められる。そのために、実践教育センターは学部との連携を強化し、現任者教育をより充実させる。また、卒業生と在学生の交流を強化し、卒業生の実践知が教育現場にフィードバックされ、研究成果の発表や必要な情報を交換したり共有したりする機会と場所を用意する。また、大学院博士課程を設置し、ヒューマンサービスの理論的体系化に貢献できる研究者を養成し、教育・連携実践・研究・地域貢献の更なる強化を目指す。

(2) 研究について

人材養成・連携実践・地域貢献を一層充実させていくためには、それらを支える研究活動をさらに強化することが必要となる。本学は、特に地域が抱える保健・医療・福祉の今日的課題に対応した研究を一層推進するため、開学 10 周年を機に、「地域貢献・研究センター」（仮称）を設置し、県内の大学や研究機関との連携を図りつつ、地域の活性化につながる研究を一層強化する。

(3) 連携実践について

臨床現場における多職種との連携・協働やチーム医療、地域包括ケアシステムの実践など、学問領域の枠を超えた総合的支援を目指し続ける。加えて、関係性を創り出すことを大切にする視点から、ボランティア活動など、学内外における学生の多様な自主的活動を推奨支援すると同時に、ヒューマンサービスの実践に必要なネットワークづくりや教育と現場のクロスファンクションによる連携教育を強化する。

(4) 国際交流と国際貢献について

国際交流、特にアジアとの国際交流を活発化し、国際貢献をより積極的に行う。まず、アジアからの留学生を積極的に受け入れると同時に、日本人学生の海外での異文化体験や海外留学をサポートする体制を整え、グローバル意識と感性を備えた専門人材の育成を目指す。また、教員による国際交流を推奨することによって教育研究活動の国際化を推進し、アジア諸国における保健医療福祉の向上に貢献する。

(5) 大学運営について

ヒューマンサービスを実践していくには、教育・研究・地域貢献を効率よく推進できる大学運営は欠かせない。今後引き続き、大学教職員のみならず、学生、卒業生、各職能団体、地域社会の方々などの支えと参画を得た、より開放的で効率の良い、学習者中心の大学運営の在り方を模索していく。また、少子化の進展に伴って大学間競争がより激しくなることが予測される中で、ヒューマンサービスの実現に相応しい質の高い入学者を確保し、県民のニーズと時代の要請を的確にとらえ、変化に対応できる個性豊かで魅力あふれる大学づくりを目指す。

3 学部、研究科等ごとの教育目標について

(1) 保健福祉学部の教育目標

教育目標として、次の6項目を挙げている。①かけがえのない存在である「ひと」を深く理解するとともに、豊かな人間関係を築く力を培う。②人々のニーズやコミュニティが抱える様々な課題を広い視野で考察、分析し、市民との協働により解決する力を培う。③人々にとって最適な保健・医療・福祉サービスを提供するため、常に科学的根拠に基づく判断力を持ち、高い倫理観や人権意識を基盤とした実践力を培う。④保健・医療・福祉に関する幅広い知識や技術を理解するとともに、連携して協働できる力を培う。⑤専門領域における基礎的知識や技術を十分理解するとともに、主体的に学問を探究し、真理を追究する姿勢を培う。⑥国際的な視野に立ち、コミュニティを基盤として、広く世界に貢献する力を培う。

(2) 保健福祉学研究科の教育目標

教育目標として、次の3項目を挙げている。①保健・医療・福祉の諸問題について、現場で実践した内容を体系的に整理し、社会へ発信できる能力を持つ人材の育成②行政、施設、地域などの現場において、リーダーまたは管理者として活躍できる人材の育成③現場で働く社会人を受け入れ、実社会で身につけた実践的な知識・経験を学問的に検証しつつ、さらにこれを高めていく人材の育成

(3) 実践教育センターの教育目標

次の3項目を主要な教育目標として教育研修を実施している。①職業倫理や人権意識を磨くなど、より深く人を理解するための高い教養を身につける。②医療・看護・介護技術等の高度化に対応する専門知識・技術の向上を図る。③関連する分野を理解し、保健・医療・福祉の連携を実践する能力の向上を図る。

iii 自己評価書等

対象大学から提出された自己評価書本文については、機構ウェブサイト（評価事業）に掲載しておりますのでご参照下さい。

機構ウェブサイト <http://www.niad.ac.jp/>

自己評価書 http://www.niad.ac.jp/sub_hyouka/ninsyou/hyoukahou201603/daigaku/no6_1_1_jiko_kuhs_d201603.pdf